

衆議院第四十六回国会農林水産委員会議録

昭和三十九年四月二十二日（木曜日）

午前十時三十七分開議

自治事務官
財政局長 岡田 純夫君
課長 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件
土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七号)

○高見委員長　これより会議を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。足鹿覺君。

れておりますので、私は、この法案が
きわめて多岐にわたっております関係
上、本日は農林はもちろん、経企庁、

自治省、大蔵省等の関係当局に、重要な数点をお尋ねいたしたいと思います。法案の内容そのものについても若

干質問する所存であります。最初に、本法の改正案ないしそれが成立した場合における運用上の問題等をめ

ぐって起きるであろうことを予想され
る現実の問題から質問をいたしたいと
思いますので、御了承を願つておきた

いと思うのであります。

会計によつて行なわれる農地、農業用水等の開発と、その多目的利用について、関係当局にお尋ねをいたします。

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十一号 昭和三十九年四月二十三日

五三八

錄 第四十一號

具体的な例をあげますならば、新年度予算に、総額百三十二億、三十九年度六億七千万円の予算が計上されております中海干拓淡水化事業が、特定事業として本年度から着工されることになりました。四十七年を完工目途としておるのであります。この中海干拓淡水化事業は、中国開発促進法に基づいて、中国開発審議会が答申をいたした開発計画の中にも明記をされておりますし、また農林省がこの計画を樹立するにあたっては、経企庁はもちろんのこと、関係各省と事前に協議調整を遂げて、ここに着工の段取りに至つておるのであります。しかるところ、この中海干拓淡水化事業について経済企画庁から委嘱されまして、調査に先般訪れました日本經濟研究所理事長根津知好なる人物が、中海干拓淡水化事業はやめたほうがよいと重大な発言をいたしておるのであります。事業の着工を目前に控え、しかも法律に基づく審議会の答申まで受けておるのに、このような経済企画庁の正式な委嘱を受けた人物が、現地へ参つて、さなきだに現地においては必死の調整の行なわれるさなかにあって、混亂を大きくしておるのであります。この点について、二月二十七日私は予算委員会において本問題を取り上げ、かつ、これに對しては経企庁長官より遺憾の意の表明がございました。そこで、あえてこれをしつこく追及する意図は持つておりますが、一応当初において明らかにしておきたいのは、去る二月二十七日の

予算委員会において私は行ないました質問に対して、経済企画庁が、先ほど述べたように、中海干拓淡水化事業について調査を根津理事長に委託した目的は何であつたか、調査の報告はどのようなものが提出をされておるか、この点を明らかにしていただきたい。問題の性質上、私は経済企画庁長官の出席を強く要求しておりますが、いろいろ御都合があるようありますので、長官にかわって関係主管局長よりしかと御答弁を願いたい。この問題については、あとで農林大臣に主管大臣としてお尋ねを申し上げたいと思いまして、その点もお含みおきを願いたいと思います。

○鹿野政府委員　ただいま足尾先生からのお質問の第一点は、根津理事長に對して中海の問題についてどういうような目的で企画庁は委託調査をさせたかという点だと思いますが、この点は、中海の地区が農業基盤整備の一環として、中海干拓事業が計画され進められておりますけれども、この地区は、農業開発のほかに山陰地方の工業開発上から見ましても、最も将来性のある開発地点だと考えられております。その他觀光事業も含めて、山陰地方の総合開発拠点として開発を推進することが望ましいといふうに考えられております。したがいまして、中海干拓事業の既定方針の上に立つて、農業との関連を考慮しつつ、農業以外のものも含めて将来総合開発方式はいかにあるべきかというようなこと、中

海、宍道湖地域の現状を把握しまして、山陰地方の開発拠点として、総合的に今後の開発方式を具体的に考慮し、中国地方開発における本地方の占める位置といいますか、その役割りと、いうものを明らかにするような基礎調査をしてほしいということで委託いたしました次第でございます。

なお、根津理事長が現地におきまして、調査報告をいたさない事前に個人的な発言をいたしまして、たいへん地元に問題を起こしたようなことで、足鹿先生はじめ地元の両県にたいへん御迷惑をかけたわけであります。この点につきましては、先生の御質問のありましたあくる日、長官からも遺憾の意が述べられたわけでござりますが、当日さつそく根津理事長に登庁をを求めまして、私からも強く遺憾の意を表明いたしました。と同時に、理事長から、現地における発言によって迷惑をかけたことは、まことに申しわけない、今後かかることのないよう、厳重に慎みますという誓約書を出させますと同時に、私たちのほうから地元の両県に対しましても、根津発言は企画厅とは何ら関係はない、そのようなことで両県に対して迷惑をかけたことについてはたいへん遺憾であるということをお伝えいたしております。

○足鹿委員 ただいま局長から御答弁を聞いたわけでありますが、調査報告は提出をされたと思うのです。その調査報告書を私は別な方面から入手いたしましたして、拝見をいたしました。必ず

1000

しも全部が間違っているとは思ひません。相当識見を持つた点もあると思ひます。いまの御答弁で、この調査報告書は採択をしない、その報告書の点については経済企画庁は関知しないという意味ですか。現地へ行ったことを背景にした調査書が提出されておると私は理解いたしますが、提出はされておりませんけれども、これは調査資料として今後取り扱う、提出された調査書はどういう取り扱いをされるか。現地で言つたことは遺憾の意を表明する、経済企画庁はこれには関知しない、これは明確になりました。そこで、今後の取り扱いをどうされるかということです。これは本問題に限らず、各省、企画、通産、運輸、建設にまた私見を述べる自由は各人にあると思います。したがつて、本事業計画が関係各省、企画、通産、運輸、建設にまた、農林省が中心となつて話し合ひ、作成されたものでありますから、それを情勢の変化に即応して、中国開発における中海干拓淡水化の位置づけについて、農林省が中央となつて話し合ふことについては、私ども別にそのことと自体に異議は持ちません。ただ、その関係各省の間において確認をされ、予算が計上され、予算の審議中に、かかる問題が起きたということに問題があるのです。しかも、干拓と淡水化は本事業の二つの柱である。その一方を否定する、そういう発言であるところに問題があるのであります。根津氏の言い方は、将来の工業開発のじやまになるような、中海淡水化は不要である、また農業開発のみに片寄った事業計画は時代おくれであると述べておる。しかも、現地において彼が記者会見をし、テレビその他で発言

したことは、なかなかちよつと行きずりに漏らしたという程度のものではありません。相手であります。一体経企庁なり農林省は、こういう裏日本海沿岸として、八郎潟に続く、また河北潟以上のものは、本問題に限らず、国策をきめたものに対しても、一私立研究所に百万円の調査費を出して、しかも一片の報告書をとつて、それが百万円の価値があるかないかは別として、国策に水を入れる、官庁が委嘱した者がみずから水をさすというようなあり方に対するものには問題を提起して反省を求めたわけであります。今後十分御勘案あつてしまふべきだと思ひますが、農林省におかれましても、その後、この根津発言問題が一つの原因ともなりまして、淡水化事業といふものに対して、負担を受けたまでやつてほしくない、という現地の声がやかましくなってきておる。これに対して負担軽減措置を中心に、現在慎重に対策は進められておると聞いておりますが、現在進められておる農業の負担軽減問題とあわせて、この根津発言との関係において、農林大臣はいかように今後対処される御所存でありますか。

一応申し上げますと、これは鳥取県と島根県にまたがつておる行政区画を異にしておる。また島根県側にしましても、米子市と境港市との区画に分かれておる。こういうふうに入り組んでおりまして、そこに利害関係や住民感情やいろんなものが錯綜をいたしておると思う。一定限度の地元負担の軽減、農民負担の軽減等が講じられて、根津氏の言ふところによると、最近市議会に委員会が設けられ、その委員

会の主催によって公聴会が開かれる、またアンケートが発せられる、こうしたことあります。ありますから、この際、最终权限にあたつて、根津発言を契機と用意をして行なつておる。そういうところに私は問題があると思うのです。これは本問題に限らず、国策をきめたものに対しても、一私立研究所に百万円の調査費を出して、しかも一片の報告書をとつて、それが百万円の価値があるかないかは別として、国策に水を入れる、官庁が委嘱した者がみずから水をさすというようなあり方に対するものには問題を提起して反省を求めたわけであります。今後十分御勘案あつてしまふべきだと思ひますが、農林省におかれましても、その後、この根津発言問題が一つの原因ともなりまして、淡水化事業といふものに対して、負担を受けたまでやつてほしくない、という現地の声がやかましくなってきておる。これに対して負担軽減措置を中心に、現在慎重に対策は進められておると聞いておりますが、現在進められておる農業の負担軽減問題とあわせて、この根津発言との関係において、農林大臣はいかように今後対処される御所存でありますか。

一応申し上げますと、これは鳥取県と島根県にまたがつておる行政区画を異にしておる。また島根県側にしましても、米子市と境港市との区画に分かれておる。こういうふうに入り組んでおりまして、そこに利害関係や住民感情やいろんなものが錯綜をいたしておると思う。一定限度の地元負担の軽減、農民負担の軽減等が講じられて、根津氏の言ふところによると、最近市議会に委員会が設けられ、その委員

会の主催によって公聴会が開かれる、またアンケートが発せられる、こうしたことあります。ありますから、この際、最终权限にあたつて、根津発言を契機と用意をして行なつておる。そういうところに私は問題があると思うのです。これは本問題に限らず、国策をきめたものに対しても、一私立研究所に百万円の調査費を出して、しかも一片の報告書をとつて、それが百万円の価値があるかないかは別として、国策に水を入れる、官庁が委嘱した者がみずから水をさすというようなあり方に対するものには問題を提起して反省を求めたわけであります。今後十分御勘案あつてしまふべきだと思ひますが、農林省におかれましても、その後、この根津発言問題が一つの原因ともなりまして、淡水化事業といふものに対して、負担を受けたまでやつてほしくない、という現地の声がやかましくなってきておる。これに対して負担軽減措置を中心に、現在慎重に対策は進められておると聞いておりますが、現在進められておる農業の負担軽減問題とあわせて、この根津発言との関係において、農林大臣はいかように今後対処される御所存でありますか。

一応申し上げますと、これは鳥取県と島根県にまたがつておる行政区画を異にしておる。また島根県側にしましても、米子市と境港市との区画に分かれておる。こういうふうに入り組んでおりまして、そこに利害関係や住民感情やいろんなものが錯綜をいたしておると思う。一定限度の地元負担の軽減、農民負担の軽減等が講じられて、根津氏の言ふところによると、最近市議会に委員会が設けられ、その委員

が計画し、地元にも重大な問題に対しまして、あのような意見を発表するということは、まことに不穏當だと思いまます。ことに本事業は、三十九年の二月二十五日ですか、中国地方開発促進審議会の議を経て、閣議でも決定され計画の一環いたしまして早期完成を期したいということで、中国地方開発審議会の議を経て、閣議でも決定され計画の一環いたしまして早期完成を期したいということです。そこで、農地局長から申し上げましたとおり、農林省といたしましては、農民負担の軽減等につきまして、知事を通じて折衝を続け、また淡水化の問題等につきましては、出先機関を動員しまして地元の認識、了解を進めるようにやっておる次第でございます。

○足鹿委員 そこで、負担問題についてお尋ねをいたしますが、いま農地局长が御答弁になつた負担軽減方式は、何に基づくものでありますか。私が伺いたいのは、後進地域の開発に関する公共事業に係る國の負担割合の特例に関する法律ですか、俗に後進地域国庫負担特例法と呼んでおりますが、これは県限りになつております。これは自治大臣にもお尋ねをいたしたいところであります。市町村は対象にならないものかどうか。農民は、淡水化による水は要らないと言つておるのである。その要らないものを無理やりに農民に負担をせしめるというところに無理が生じておるのであります。ところが、現方法をもつてしてはいかんともしがたい。ですから、この後進地域国庫負担特例法の適用について、自治省が善処されることとが望ましいと思います。

農林大臣あるいは経済企画庁は、自治省当局との点について折衝された

果、いま丹羽局長が御答弁になつたよ
うな負担軽減措置が講じられておるわ
のであるかどうか、これを伺つておき
たい。

私の見るところでは、この種の事業
に対しましては、財政力指數から計算
して国庫負担分を定めることになつて
おりますが、国庫負担分が本事業につ
いて五八%、地元負担が四二%といふ
ことになっておる。これを国庫負担の
特例によつた算式によりますと、さら
に一四%——三・九二——いうことに
なりますが、そういたしますと、県の
負担といふものはこれで軽減できます
が、地元負担の軽減にそれをそつくり
持つていかない限り農民負担の軽減に
はならない。一四%を地元負担の二一
に加減をいたしますならば、農民負担
は七%といふことになる。この七%
を、たとえば米子市は他の土地改良事
業に対しては上積み一〇%を市費で
もつて負担しておる。そういう事例か
らいたしますならば、農林省や自治省
当局が指導なさいますならば、地元負
担の七%程度は解決がつくはずなんで
す。これを解決せしめてこれを押そう
としても、問題は解決しないと思う。
同じ地域において、市費をもつて土地
改良事業の負担をしておる。それが國
營であろうと県営であろうと團体営で
あろうと別であります。事業の性質が
同一でありますから、私は、当然この
負担特例の法律の適用事業に淡水化事
業も入れて、また当該市町村もこの特
例法の対象にするような配慮と措置が
伴つてしかるべきだと思う。当面それ
が法の改正等で困難とするならば、市
町村にその負担分の起債を認め、ある
いはこれを農林大臣が予算委員会にお

いて答弁されておるよう、将来多目的に利用方法が変わった場合には、そのものから徴収したものもって市町村の立てかえ債分を埋めていく、こういう措置をとらない限り問題は解決しないと私は思います。この点について農林、自治両当局の御見解を明らかにしておいていただきたい。本問題は、私はただ単に中海干拓淡水化を例にしておるのであります、他事業にもこれは大きく関係を持つ基本的な問題だと思います。例を引いて申し上げておるわけでありますので、そのおつもりで農林、自治、できれば経済企画庁の見解もあわせてこの際承っておきたいと思います。

地方負担として御連絡を申し上げま
て、基準財政需要の算定の際に織りこ
んでいただきましたが、不足があれば
付税の問題として処理をいたしております。
そこで、二一以上に持つたな
いは、県議会の県財政の立場で御判断を
を願うたてまえになつております。
本件は、鳥取県でそれ以上持とうと
うことを県議会がおきめになつた次第
でございます。

そこで、次に、後進地域の補助率の
算の問題であります。これは現行法で
は、後進地域につきましては、先ほどの
も申しました国の五八のほかに、一定
の計算方法で補助率を加算をいたしま
して配る仕組みに相なつております。
鳥取県等はこの適用県でありますので、
で、そのルールに従つて、補助率が年度
度の終わりにおきまして清算をして配
られる、こういう仕組みに相なつてお
ります。

そこで、この補助率の差額の制度の
問題でございますが、この制度は、後
ほど自治省のほうからお話をあると思
いますが、私どもの理解する限りにお
きましては、この貧困な県財政に対する
る後進県の裏づけの問題、たてまえを
しては、県の財政のめんどうを見るよ
うことでございまして、県内の農民
の負担の問題とは一応切り離された制
度でございます。ただ、そういう援助
が国からござります点も考え方をせ
まして、県が持つ部分を二一よりもつ
と多くするということを県が判断をし
てきめるということはあり得るわけで
あります。手続的には自治大臣の承認
その他があるようでございますが、そ
ういう仕組みに相なつておる次第でござ
います。市町村の問題は、この場合

は、本件におきましては、まだ土地改良法等の改正等もございませんで、県が持った残りは土地改良区にストレートでいく形になつております。市町村がかかるという法制はまだ取り得おりませんので、したがつて、財政的裏づけの問題としては、市町村が飛び出してまいる余地が現在の仕組みでは困難である、こういう実情でござります。

○岡田説明員 大体いま農地局長からお話をありましたとおりでございます。県分につきましては、後進地域の特例によりまして、おっしゃいましたように、最高二五%くらいのかさ上げをいたしております。平均でまいりますと一七%くらいになると思います。鳥取県はやはり財政力の高いほうではございませんので、相当のかさ上げになつておるわけでございます。

なお、これは県分に主として公共事業が集中いたしておりまして、県を通じてこの地域の公共事業の受け入れ体制を整え、公共事業を進めるのが一番目的でございますので、したがいまして、現在のことろ、市町村に及ぼすところまでは考えておりません。なお、公共事業の負担分につきましては、基準財政需要の算定の際に算入いたしております。先般も申し上げましたように、農業行政費といたしまして、包括的に三十九年度相当伸ばしております。

なお、今回の問題とは別の問題なうると思いますけれども、単独事業でもつてかんがい排水等をいたします場合には、起債の適用もある、単独事業としてその中からやるということを考えております。ただいまのお話は、公

○足鹿委員 公共事業的な性格のもので、なればあるだけに、私は市町村にまで適用すべきではないか、また、県がこの適用団体になつておりますけれども、県分はストレートで農民負担の軽減に充てるべき性質のものである、かよりに思うのです。現に、これは農林省に伺いますが、あなた方はこの問題を解決されない限り、淡水化事業といふものは、計画変更を余儀なくされる重大な段階にきている。大楠川を締め切つてやるのだ、そういう方向を打ち出しつつある大きな動きすらある。ですから、私がいま述べたように、県分の国庫負担の特例分を市町村にストレートでおろしていく、残った七%の農民負担の問題を、公共事業であればあるだけに何らかの措置を講じられなければ、これを農民に持っていく、農民は現在その水は要らないと言つていい。愛知用水はどうですか、愛知用水はわれわれも協力した。ところが、深くは申し上げませんが、負担金は集まつております。徴収は、前の建設実績はいかがですか。資料を出しなさい。農民負担を形式の上でやつておりますけれども、明らかに負担金は集まつております。徴収は、前の建設部長であった清野氏が徴収担当理事として行かれ、その実情を若干伺つておきます。愛知用水は、農業用水として整備を見たけれども、実際ににおいては、現実の姿においては、東海製鉄用水ともいわれる、あの辺一帯の工業用水及び知多半島の先端における上水道の水源としての利用価値のはるかあります。

うが重くなつて、農業用水としてのものは根津発言が指摘しておる。格はだんだん薄くなつてきておる。ういうふうに、現実に中海干拓も、画したのは十年前だ、情勢の変化は、情勢は変わつてきておると思う。そこは率直にわれわれも考えなければならぬと思う。だとするならば、すでにその水は公共的な面あるいは工業用水としての将来の利用の度合いが大きくなることを知りながら、農民に負担をかけるということでこの問題が押し切らねばならない、勢い淡水化事業としてのものについてはこれは御破算になる地元の改良区が承認しない限り、この事業はおそらく進行しないでしよう。また閘門規模の問題が、淡水化に伴つて問題になつておりますが、この閘門上を道路として鳥取、島根をつなぐ工業道路化の計画も御破算になるであります。つまり、農林省が今まで考へてきた二つの柱の一本が、完全にはずれる結果になつていいのでありますか。私は事実上そういう結果を招きすると思う。それに、先ほど述べましたように、根津発言がいわゆる淡水化事業をやめたがよろしい、これは角度は立つて発言をした。したがつて、理由は、開発に害をもたらすという根拠の開発を変えて、閘門そのものが中海の将来を立てるべきであるが、全体としてはそういう反対の雰囲気が盛り上がってきている、そういう状態でござります。これは事務的な事務当局の判断のみにおいては問題が私は解決しない段階にきておると思う。問題は、国庫負担特例の問題を市町村、農民負担分にこれをやり、なお不足分、残分については、これを起債等によつて、あなたが予算

委員会で答弁しておられるよう、とで調整をする、こういう応急的な実的な措置をとられない限り、私はの問題は解決しないと思う。これは務当局ではなしに、大臣の御見解承っておきたい。そういうことについて、農林大臣は予算委員会において、答弁しておるわけでありますから、それをこの土地改良法の審議の場において、現実に問題が提起されておる間でありますから、この際、明らかにされることが必要であろうと思います。
○丹羽（雅）政府委員 大臣のお答え前に、ちょっと私から事実関係だけ上げます。

ました。そういうことから、初めて農民が負担することを約束いたしましたことが、面積が減ったために、多くの負担をしなくちゃならぬ、こういう事になりました。そういうことで、いろいろ県当局と衝しまして、愛知県が相当部分を負担するということにいたしまして、農地改良法に基づいてやっておるのござりますから、地元の三分の二の意が必要であることは申すまでございません。この三分の二の同意というのは、一つは、この計画に賛成するということ、あるいはまた地元負担についても、将来負担をするといううう意思表示を含んだ同意だ、こういうふうに考えます。でありますので、同様がありまするならば、工事をどんどん進めまして、工事が済んでから負担を出してもらうというようなことに進むものと思います。その中間におきまして、現在におきましても、県が二一・二%負担すべきものを、共用部分においては三〇%，あるいは専用につきましては二五%ということになりますから、二一%の負担よりも県は多く負担するわけであります。その分だけは農民の負担というものが減ってくる、こういう結果に相なるうう思います。それにいたしましても、農民の同意をしまして、農地改良法であると見えますので、進めていきたい、こう思つております。

○足鹿委員 大臣は御存じかどうかお尋ねになりますが、島根県の場合も、共同施設については、県及び少なくとも市町村段階までの負担としたいという非公式な申し入れがあつた。ですから、私は冒頭に述べたように、これは鳥取、島根両県にまたがつておる。行政区画を異にすれば、一方の農民は負担が違う、島取県側は高い、そういうことがあつてはならないわけなんですね。それを調整し、負担の公平を期せられ、軽減をされるのが農林省なりのお役目であります。そういうふうに、もうこれでぎりぎりだ、これでもなお地元が反対ならば、淡水化はやめざるを得ない、こう知事もこの前噴息しながら新聞談話を発表して、アメリカへ行っておる。いよいよですが、そういうことなんです。ですから、同じ事業の対象になり、しかも、干拓面積は島根側が圧倒的に広く、島取県側はきわめて少ない。逆に、いわゆるかんがい用水としての利用対象面積といふものには、島取県側が圧倒的に多くて、島根側が少ない。こういう、まことに現実は矛盾した姿になつておるのであります。したがつて、農民負担を伴う限り、この淡水化事業はもう最終ぎりぎりに工期改変を余儀なくされると私は見ておる。だから、決断を、何らか隣県島根のとつておる措置等に歩調を合わせるような指導もし必要があるならば、国等においてこのめんどうを見る、こういう腹を農林大臣としてはおきめになる段階ではないかということを私は言つておるのであります。あまり事務大臣がいろいろなことを言うと、私は大臣の判断を誤ると思うのです。ですから、國庫負担特例法に基づくものと

基礎にして、県は負担軽減を地元に考えておるに相違ない。それから、基準財政需要額の問題で、先ほど局長が言われたような面で、自治省とも折衝して負担軽減を考えておる、かようには私は思うのであります。ですから、そのほかに何らかの負担軽減の措置をとらざる限り、この問題は解決しないと思うのです。現に農業用水として要らないし、鳥取県側は、菅沢ダム開発によって工業用水は別途に確保の方途を講じておると称しておる。そこへこの事業が淡水化として生まれておるのでありますから、そこにも一つ問題がありますが、そういうこまかい議論はこの際差し控えたいと思います。とともにかくにも、私は、この事業の支柱である干拓と淡水化ということを一休だという考え方方に立って、今日まで対処しておる立場から申し上げておるのでありますから、その点もよくお含みの上、大臣の腹をこの際お聞きさせたい。何らかの形において善処されない限り、この問題は困った事態を起こすであろうということを私は御注意を申し上げて、御決断を求めておるのであります。

うな措置をとっている。こういうふうに了解いたしております。でありますので、これは島取ばかりでなく、島根のほうでもそういうようなことにして農民の負担を軽くして、そうしてその事業に同意をしていく。こういう方向で指導していきたい、こう考えます。なお、その上で、いまお話がありましたような、多目的にこれを利用するというようなことになりますならば、またその面におきましての負担の方法等を愛知用水等の場合に考え、逐次農民の実質負担を少なくしていくというような考え方を持っておりますが、とりあえす、とにかく負担軽減の方法を県のほうでもとろうとして、そういう方向に基づいて地元の同意を得たいとうことを前提として考えておるわけでござります。

均三ヵ年程度延長を余儀なくされ、いるのが実情である。そうすると、一体、国会の場における答弁というものは、また質疑応答というものは、その場限りのものでありますか。現に経済の急テンポの変化に農林省の計画そのものがなかなか即応しない。それにはそれだけの困難な原因もありますよう。そういうときにあって、いろいろ遅延する原因はあるにいたしますても、これは原因があるならば、この質疑応答の立場からも、大蔵省は、金の出し方が足りないならば予算も十分つけるがよろしいし、また農林省も、隘路があるならばその隘路を明らかにして、問題の工事の早期完工と、いふことに力を入れるべきであろうと思うのであります。私は、この七ヵ年完成の問題について、国会答弁を確實に実行するといふことのない限り、国会の審議は無意味であるという見地に立って、特にこの延び延びに土地改良事業が延びておる現実に対して、これを機会に早期完工、もしくは中尾さんが言ったように短縮をしてという態度でもって臨まれるかどうか。あのときの答弁は架空なその場限りのものであったかどうか。大蔵当局がおいでになっておるようでありますので——私は中尾さんがおいでになって御答弁になるのがしかるべきだと思いますが、お差しつかえがあるようでありますので、当面の責任者の方から、中尾さんの分も含めて、ひとつこの際所信を明らかにしておいていただきたい。

事業につきまして、非常に工事の進捗度合いが悪い、経済的な進度が確保できないということありますので、これを特別会計にいたしまして、新たに財政投融資を財源といたしまして、經濟的進度によって工事を促進してまいりたいということが、特別会計が創設されました理由であると考えております。

そういう背景に立ちまして、たどいま御指摘のような国営土地改良事業あるいは干拓事業につきまして、おおむね七カ年程度をもって完成する計画で今後財政計画を進めてまいるということですが、大蔵、農林両省とも一致した考え方としてきめられたわけでございまして、したがいまして、ただいま御指摘の答弁あるいはその後におきまして、何回かこの点を確認しておるよりも、何回かこの点を確認しておるよござります。もちろん、私どもどひ

かくはなお数字的に申し上げてもよろしくうございます。したがいまして、当初のときの設計といふやうなことを考えてみますと、おむね七ヵ年程度という工期とはそう大きく違つたということはないと思います。すでに工事の大部分は相当の進捗度を示しまして、あと二年ないし三年で完成するというものが非常に多くございます。こういったようなものは、いずれも農林省の考へておられる工事計画に従つて予算をつけまいりたい、こういうことで、ただいまも三十九年度の予算措置もいたしましたし、今後も考えてまいりたいと思います。

それから干拓事業につきましては、先生御承知のとおりで、三十六年度におきまして制度の改正がございました。従来この特別会計の外でやっておりました干拓付帯工事を特別会計に取り入れまして、一緒に実施するということにいたしました。その際に、こういった工事を追加いたします関係で、大体九ヵ年程度で完成するという計画にいたしておるわけでございます。ただいま御指摘のように、このほうにつきましても、確実に九ヵ年ということにはなつておらないようでございますけれども、三十九年度の予算をベースとして工期を推定すると、平均九・二年程度ということをございまして、大体これも予定どおりに進捗をいたしておると言つていいのではないかと思ひます。

問題で、どうしても工事の進捗が思うようにできなかつたというために、おくれてしまつたといふものも数例ござります。あるいは軟弱地盤とかその他の技術的な点によりまして、おくれておるというようなものもあるようであります。しかし、こういった個々の事情でおくれるものは別いたしまして、全体といたしましては、ただいま申し上げましたことで進んでおりますので、今後ともそういう方向に従いまして、できるだけ早期に完成できるよう努力してまいりたいと思います。

○足鹿委員 それでは自治大臣がお見えになるまでに、もう一点だけ、土地改良法の改正に伴う問題を農林当局にお尋ねをいたします。土地改良事業の実施機構についてであります、土地改良法には末端における土地改良の責任機関といふものが見当たらぬことは、今までの審議の際に各委員からいろいろ指摘をされました。一見土地改良区がそれに該当するようにも受け取れます、関係者が多数集まつて、設立に同意した場合に初めて設立できるものが、責任機関ではないはずであります。これは別個の問題であります。その辺に少し問題があるのではないか。したがつて、地方自治の範囲であります。ところが、市町村が責任機関であるか、市町村が常に責任機関であるかというと、そうではない場合が多いのであります。

せいぜいではなかろうか。これに対し

ては当然一般財源として交付税によつ

て、この場合も積算する必要があるの

ではないか、かように考えております

が、自治大臣の御所見をひとつ承つて

おきたい。

○赤澤國務大臣 負担区分は、御案内

のとおり国が五割で、あとは県以下の

段階で受益者まで含めて負うことにな

つてはいろいろやり方が違つて

おるはずでございますが、いまの問題

なつておつて、その残りの五割の部分

を私は存じないわけでございま

す。しかし、足鹿委員御指摘のこと

は、実は農林省の段階で、この法改正

に基づいて出される政令の内容という

ものを私は存じないわけでございま

す。いざにいたしましても、今日

貧乏な農民諸君が大きな負担を負うと

か、あるいは市町村だってごたぶんに

漏れず、余分な負担ができるはずはな

いのでございまして、そういうことで

一つの限界をつくつて、しかも、それ

を交付税の単位費用にでも加える道は

ないか、こういうのがおっしゃる意味

だと私は考えますが、しかし、これは

農林省のほうで政令でもおつくりに

なつて、またお示しいただいた場合

に、われわれのほうでは前向きに解決

していかなくてはならぬ問題ではない

かと思います。しかし、いまの段階で

は、交付税の単位費用にはこれは加えられないことになつておることは、御承知のとおりであります。

○足鹿委員 必要は認めておるけれども、農林省の具体的な考え方を見なければ、いまここではつきり言えない、

こういう御趣旨ですか。必要はお認め

になるのですか。

○赤澤國務大臣 実はこの問題につきましても、自治省も、こうしたことであつて初めて市町村が徴収するような責任を負うこととに構想がなってきたわけでござりますので、具体的な問題につきま

しては、私も農林大臣ともっとこの問

題についても打ち合わせたいと思つて

おつたわけでござります。しかし、御案内のとおりに、まだ農林省とも十分に打ち合わせもできておりませんし、

先ほど前向きと申しましたことは、誰

も県あるいは市町村で持つ場合が現に

あるわけでござりますから、やはりそ

ういう方向で考えてみなければいかぬ

ものじやないかとは思いますけれども、しかしながら、従来の例もあるでございましょうし、十分検討いたしました

いと存ります。

○赤城國務大臣 自治大臣のお話のよ

うに、町村のようにほかの負担の関係

等もありましようから、そういうもの

もさらに検討し、また私のほうとして

は、いま話がありましたような維持管

理費等は町村が負担し、それが交付税

であると言つても差つかえない。

天下の公道として、トラックが入って

きても、そう番をしておつて入るなど

でくるような形になれば非常にいいと

考へています。そういう点につきまし

ては、なお具体的によく調べてみない

と、いまここでどうこうということは

申し上げられませんが、自治大臣の言

い面で協議をしていきたい、こう思

います。

○足鹿委員 十分御協議になつて、こ

れは早急に解決されるべき問題だと思

う。私どもは今度の土地改良法の改正

これは阻止する理由はないという立場

から、建設的な審議を続けておるのであります。

赤澤國務大臣 実はこの問題につきましても、少なくとも今度の改正の趣旨が、市町村に徴収責任のみを負わせてそれっきりというようなことではない、従来の実績なり、また将来を考えた場合は、当然自治、農林両大臣間に解決されることを強くこの際御希望

申し上げておきます。

統一して農林、自治両大臣にお尋ねをいたしますが、市町村が現行事業種別

の補助金の格差のために補助の上積み

をしていく例があることは、先ほど申し上げました。この点は、補助金を均一化いたしまして、少なくとも構造改善事業のようすべくではないかと

思ひます。たびたび私は指摘しておるのであります。三割五分の補助金しか

改めないといふべきではないかと

思ひます。ところが、農道といつても、三

メートル、四メートルの農道になりま

すと、これはもう都道府県道並みの規

模であると言つても差つかえない。

天下の公道として、トラックが入って

きても、そう番をしておつて入るなど

でくるような形になれば非常にいいと

考へています。そういう点につきまし

ては、なお具体的によく調べてみない

と、いまここでどうこうということは

申し上げられませんが、自治大臣の言

い面で協議をしていきたい、こう思

います。

第三点は、事務当局もおいでになつて、國が単一な補助率等ではなくして、カバーしていくべきではないか

といいますか、これは主として面積の少ない、人口密度の薄い山間地帯等に

行けば行くほど、そういう傾向が強くなつてくると思うのであります。こう

ない限り事務当局に要望して……。

第四点は、先ほどから中海干拓問題

県と県の財政能力の格差といいます

といいますか、これは主として面積の

少ない、人口密度の薄い山間地帯等に

行けば行くほど、そういう傾向が強くなつてくると思うのであります。こう

ない限り事務当局に要望して……。

第五点は、赤澤國務大臣 あまり長くなりますが、第三点で……。

第六点は、足鹿委員 ではこの程度で……。

○足鹿委員 ではこの程度で……。

○赤城國務大臣 土地改良の補助を統一して、構造改善の補助と同じような形にしたらどうかという第一問でござりますが、構造改善は早急にやつて

いるように対しまして、何らかの形

で、國が単一な補助率等ではなくして、カバーしていくべきではないか

といわれる負担能力の格差を國がめんどう

うを見る、こういう考え方をもつて善

処しなければ、地域格差を口に言って

も、農村内部における地域格差一つ解

決つけない、こういうのが実情ではな

いかと思うのです。この点を自治、農

林両大臣から御答弁を願いたい。時間

がないようでありますから、かためて

申し上げます。これが第二点。

第三点は、事務当局もおいでになつて、

公共的な性格がある。でありますか、

そういった点から、この土地改良を実

施していく上において、区画整理の場

合でも、非常に問題が減歩の問題から

難航する場合が多い。これは構造改善事業並みに均一化していくべきではないか

こと、私は、先ほども交付税の対象にするといふことについての検討するといふこと

でありますけれども、これもあわせておやりになる必要があらうと思

うに見るべきではないか、こういうふうに思うのであります。しかも、後進

地域に對して傾斜配分をすべきではないか、そういう点は非常に重要な点でないかと思うのであります。この点が第三点であります。

○足鹿委員 ではこの程度で……。

○赤澤國務大臣 あまり長くなりますが、第三点で……。

○足鹿委員 ではこの程度で……。

○赤澤國務大臣 ではこの程度で……。

○足鹿委員 ではこの程度で……。

見るならば、同じように負担しなければならぬという場合があろうと思います。たとえばいまの鳥取、島根の問題でございますが、これは受益の率にござりますが、これは受益の率によつて、財政負担といふ基礎よりも、受益の問題から負担がきまるといふこともあります。しかし、地域的には財政負担能力というものが違つておるところがございます。ございませから、御承知のように、離島振興とか、豪雪地帯とかいうようなところにおいて、これは土地改良ではございませんが、いろいろ負担が違つておる、こういうこともございます。農林省といたしましても、たとえば山村等につきましての構造改善、その他山村の問題等、調査費を掲げて、なお深く検討しなくちゃならぬということになります。そういう面で地域的に負担能力等を検討してみることも必要であるというふうに私は考えております。

○赤澤国務大臣 あれこれまざての

お答えになると思いますが、いまの農道、道路のことについては、地方行政調査会でも一つの答申がありまして、いまの国のやり方は道路区分と管理責任区分が明確じやない、これをはつきりさせなければいかぬ、国道であれば國が維持、補修まで全部をやるべきである、そのかわり、地方道に至つてはこれは地方団体のほうでそれぞれみんな責任を持つてやるんだ、こういうふうな答申が出ておるわけです。農道は地方団体には関係ありません。おのその団体でやることになりますが、これには御案内のとおり起債の道も開かれています。また辺地の場合には辺地債も起こることになつておるわ

けでございまして、その面の手当では一応できておるのでございますが、しかし、足鹿先生が言わんとしておられたことは、私も全面的に腹のうちでそう思つておるわけです。ただいま交付税の傾斜配分方式のことに御論及になりました。今度も若干その方式を採用しております。詳しくは事務当局からも説明させますけれども、しかし、私としては、まだこれでも不十分だ、もっと傾斜配分方式は強いものに変えていかなければならぬという考え方を持つておりますが、それは将来のことでございまして、ただいま検討の段階であると申し上げるより以上どうもいたし方がないわけであります。しかし、大体、これは政府によって党のことを申し上げてはまことに恐縮ですが、農山村のための一つの振興立法をつくろうという動きもあるよう承知をいたしております。あわせて、いま足鹿先生が御質問になりました真意に沿うように、すべて運んでいかなきやならぬということを私どもは考えておる次第でございます。

○足鹿委員 自治大臣の御答弁は一つ落ちておるのですが、それとあわせておられる点が、やはりなにかをやった場合、維持、補修とか、事業ができるおるわけなのでして、おそらく足鹿委員のおっしゃることは、前段に申し上げた国管の土地改良など計上されればこそ、いろいろな局にもお尋ねをしたわけであります。が、国が五八、地元が四二、この地元を県が二一、農民が二一、こういうことになりますと、財政力指数からいつて、鳥取県のごときはこの負担特例法の対象県になる。そういたしますと、大体一三・九二%の補助率の増加が期待できる。これをもとにして県は中海千石の県負担の財源にも考えておるようになりますし、また県自体も別途に考へておるようであります。ところが、この対象は都道府県であつて、市町村には適用されおりません。そこで、これを何とかする意思はないかと、向きて検討いたします、農林大臣と協議して進めますと申し上げましたことで、御理解願えると思います。

○足鹿委員 その場合は、たとえばあと

限り、私は、勢いいまのよう賦課金徵収の責任機関化は明確になるけれども、それから先へはなかなかいかない、市町村もうかつて手を出すとやけどをする、こういうことにならうかと思う。われわれは産業自治をたてまえとして地方自治体のあり方を考えた場合には、やはりそあるのが私は当然だと思つ。國の委任事務的なものについて、義務的、経常的な面で基準財政需要額を算定するけれども、産業自治の立場から新しい仕事をしていく場合は、当然やらなければならぬ問題ではないか、このことが一点です。

それから、先ほどから申し上げておるのですが、後進地域の開発に関する算定基準の検討ということ

は、当然やらなければならぬ問題ではないか、このことが一点です。

○赤澤国務大臣 交付税の算定には、御承知のとおりに、投資的な経費はみな計上されればこそ、いろいろな事業ができるおるわけなのでして、おそらく足鹿委員のおっしゃることは、これは将来的問題として御検討願うございますが、國庫負担の特例法の場合であります。これはたゞいま中海を例にとって農林局にもお尋ねをしたわけであります。が、国が五八、地元が四二、この地元を県が二一、農民が二一、こういうことになりますと、財政力指数からいつて、鳥取県のごときはこの負担特例法の対象県になる。そういたしますと、大体一三・九二%の補助率の増加が期待できる。これをもとにして県は中海千石の県負担の財源にも考えておるようになりますし、また県自体も別途に考へておるようであります。ところが、この対象は都道府県であつて、市町村には適用されおりません。そこで、これを何とかする意思はないかと、向きて検討いたします、農林大臣と協議して進めますと申し上げましたことで、御理解願えると思います。

○足鹿委員 後進地域の特例に関する法律、これは現段階では都道府県ですから、その下でこれをどういうふうに使ひかということについては、それをやつておるようであります。しかし、この対象は都道府県ですから、その下でこれをどういうふうに使ひかということについては、それをやつておるようであります。そこには適用されておりません。そこが、この対象は都道府県であつて、市町村には適用されおりません。そこで、これを何とかする意思はないかと、向きて検討いたします、農林大臣と協議して進めますと申し上げましたことで、御理解願えると思います。

○赤澤国務大臣 もちろん、十二分の理解はいたしておるわけであります。しかし、いま足鹿委員がおっしゃつたことは、起債の道を個々の町村に開かなくては、県段階でこれが一括してやれるということになれば、その先考えてみます場合に、足鹿委員がお考えになつたような方法でまた生かしていけると私は判断をしておるわけです。

○足鹿委員 大体それでよろしいと思ひます。

○岡田説明員 事務当局といたしまし

て、交付税の問題について、考え方を御説明いたしておきます。

て、交付税の問題について、考え方を御説明いたしておきます。
おっしゃいますように、格差は正に
ついては、相当程度農業行政費問題を
突き詰めまして、自治省としては熱意
を持っております。先ほども大臣が
ちょっとと言わされましたように、格差は
正につきましては、数年前から進めて
まいりまして、来年で終わりますが、
本年度は第四年目ということで、約六
十億ばかり後進的な市町村のほうに重
点的に回すことにしておきます。
それから、交付税計算では、基準財政
収入といいまして、先生よく御承知だ
と思いますけれども、差し引くところ
の歳入がございますけれども、それを
七〇%のものを今回七五%というこ
とおはかりいたしておりますので、そ
れが通過いたしますと、約百六十億ば
かりのものが後進的な方面に流れい
くということになっております。そう
いうことで、またその使い方につきま
しても、農業行政につきましては十分
考えておりまして、単位費用等は大体
五割増しになっております。したがい
まして、農業行政費も市町村におきま
して五割ばかりふえておるということ
で、内容いたしましては、投資的経
費についても、農業行政費関係につい
ても、相当程度増加いたしておりまし
て、率直に申し上げますと、実際の現
段階として、市町村がお使いになつて
おるよりも、さらに前向きのワクを予
定いたしております。

私の質問を終わります。
先日の芳賀委員の質問を聞いておりまして、農林大臣の、草地造成を今度法律の対象に加えたのにに対する御所信が、どうも私どもよくわからかねたのです。芳賀委員は北海道の例をとつておられたので、少し意識統一にそごがあつたのではないかと思うので、念を押してお尋ねをしておきますが、先日の委員会において農林大臣は、草地開發事業を国でやることは考えていないような御答弁でした。法律上は行なえられけれども、現在では国営級の事業の申請がないという意味なのか、あるいは法律上国営草地開発事業はできないというのか、何かこの間の質疑応答を聞いておつて、私はふに落ちなかつたのです。現在御承知のように、酪振法に基づいて行なわれておる草地開発事業は、二百町歩以上のものは県営事業として実施することになつております。土地改良法に基づき、国営草地改良事業はどの程度のものを考えておられるか。いわゆる申請がないからやらぬというのではなくしに、まだ検討しておる段階か、しかし、法律上これを加えたということは、国営との関係はどうなるのか、その点、この間聞いておつて、私どもどうも納得がいきかねたので、この点を明らかにしていただきたい。

まだ相当改良団体の問題、あるいは維持管理の問題、長期計画の問題等あります。が、一切割愛をいたしまして、私の意見の締めくくりとして申し上げたいことは、今回の土地改良法の最も大きな改正の点は、食糧の増産と同時に、農基法による構造改善あるいは選択的拡大に資するとしておられるよう

であります。法改正の中身は、いま
で指摘した若干の点についても不十分
きわまるものである。言うならば、
ちょっとお粗末ではないかということが
が言えると思います。がしかし、これ
なりの意味を求めるとしましても、土
地改良事業の合理的な推進に資する面
は少なくないと私どもは評価せざるを
得ません。今回の改正された目的から
いたしまして、食糧の自給か、構造
改善に資するためか、そのどちらにウ
エートを置いて今後土地改良事業を推
進していくこうとしておられるのか。こ
の間も、いろいろ御質疑の中で御所信
を承っておりますが、私が最近の食糧
事情等を見まして、この点は、再認識
していく段階になってきておると思う
のであります。たとえば東京大学の農
学部長神谷慶治氏の論説にもあります
ように、十年、二十年後の農業の歩む
道は、日本の場合、第二次、第三次産
業を中心とした第一地域、東海道、大
阪中心と、第一次産業を中心とした第
三地域、九州、東北、北海道と、その
中間的な第二地域、北陸、山陰、四国
等に大別される。一方激しい坂道を登
り切った農業、一方はその坂道を登り
切らないけれども、それで満足して
いる農家や、引退した農家、あるいは
趣味として農業を楽しむ農家、これが
混乱していくであろうと言つておりま
す。つまり、食糧問題は非常に重大な
段階にきておる。これは日本のみでは
ない、世界的傾向を指摘しておるので
あります。一体こういう情勢変化に即
応して、この場合政府は政策の方向づ
けをウエートをどこに置こうとしてお
るか。今回の法改正が意欲的なこうい
う面と取り組んでおらぬことを私は遺

憾に思います。明確でない、きわめて事務的な、今までの問題点にちよつとメスを入れたにすぎないのであって、食糧不足の段階がやがて訪れるようとしておるときに、やはり農林省当局としては、関係各省とも十分協議協調を遂げて、そして今後の土地改良事業のあり方等について、農業基盤整備の根拠法としての抜本改正を将来すべきであると思う。これに備える大臣の御所信を承りますことができますならば幸いだと思います。それを聞いた上で私の質疑を終わりたいと思います。

○赤城国務大臣 この間芳賀委員に私答弁したときに、ちょっと私の考え方と食い違いがあつたと思います。非常に大きな何万町歩あるいは何千町歩というのを国営地でやるのかというふうに私は初め聞いたのですから、そういうことになると、畜産そのものと組み合わさなければ、草地だけをつくつもだめだ、こういうふうな考え方で、初めちょっととそういう答弁をいたしましたが、質問の中途においてそうでないことがわかりましたので、これは草地造成も国営地でやるというようなことについては、検討してみたい、政令でいたすことになれば、それで研究してみたいと思います。総合的に畜産と結びつきの考え方で、草地だけをつくつても、結びつかなければだめだという意味を少し強調し過ぎて、少し脱線したような答弁をいたしました。訂正しておきます。

それから土地改良法の目的が増産にあるのか、あるいは構造改善にあるのか、こういうことでございます。食糧事情がお話のような段階にだんだんなるというような見通しは持てます。土

地改良法そのものの改正も、従来どおり食糧の自給度を増すということにおいては変わりはございませんが、さらにそれに加えて、構造改善的なものに持つていかなければ、その増産もできませんが、食糧増産という面を捨てて構造改善のほうにいくということではなくて、食糧増産の面をずっと踏襲し、それをまた強化する意味におきましても、構造改善をして、食糧の増産という面も強化していかなくてはならぬ、こういうふうに考えておるわけであります。

○高見委員長 東海林稔君。
○東海林委員 私は、一昨日、本委員会で、農地局長並びに経済企画庁の水資源局長に数点お尋ねしたのであります。が、基本的な問題で保留してあります数点についてだけ、この際、農林大臣にお伺いしたいと思うわけです。

まず第一点は、ただいま最後に足鹿委員がお尋ねになったこととも大体同じような趣旨であります。が、今後の土地改良事業の中における構造改善であるとか、あるいは補給水、排水等の水の関係の土地改良事業の全体の中に占める位置づけというような点を、実はお伺いしたいと思っておるわけです。

ただいまお話をありましたように、今度の改正法の第一条の目的を見ますと、非常に強く農業基本法の方向、構造改善あるいは選択的拡大の方向と結びつけた目的になつておるわけでござります。しかし、御承知のように、日本の土地改良事業を歴史的に見ますと、ずっとその中心をなしてきるもの

は、やはり水を中心とする土地改良事業であった、こう思うわけです。たゞいまも足鹿委員からお話をありましたように、ここ数年来、日本の米を中心とする食糧増産ということが、やや軽視されるような、誤ったムードがあつたわけがありますが、しかし、ごく最近の実情から見ましても、そういう点の重要さということは決して変わってない、このように私は思うわけです。昨年は、当初は史上第三番目の豊作だといふようなことも言われましたが、実際の収量はそうでもなかつた。最近私の地元の群馬などでは、やみ米が一升百八十円から二百円もしている。それから米の小売り店について見ますと、従来移動等があった際に、登録は容易なんだが、やみ米が入るというようなことで、必ずしも登録を整備するというようなことをやつてなかつたのが、あわてて登録をやろうとしてするのがたくさん出ておる。こういうような状態でありますと、米を中心とする食糧増産の必要性といふものは、私どもは決してそんなに軽く見るべきではないというふうに考えるわけです。ところが、この農業基本法のたてまえからいいますと、確かに食糧増産ということは軽視はしていないのですが、食糧の中におけるデン粉食糧、米については、大体現状、麦についてはむしろ減産という方向が出ておるわけです。だから、こういう基本法との結びつきが今までの土地改良法の中で強く出てくるわけです。現在行なわれておる構造改善の中で、水稻を選択的拡大に選ん

でいる地域もあります。しかし、私が知っている範囲では、選択的拡大とて水稻を選んでいた地域においても、目標としておるところは、米を増産するという趣旨ではなくに、いわゆる水稻の省力栽培、労力を節約してなるべく生産コストを下げる、こういう点が非常に重点が置かれて、増産という点が軽く見られているよう私には感じられるわけです。さらに農事試験場における水稻試験事項を見ましても、機械化あるいは農薬による除草といふような省力的な点についての研究が非常によく重視されておって、従来水稻に対する試験が中心であつて、品種改良にかかる良質の米の増産が重点であったたのが、軽く見られている。全般的にそろそろいう傾向があることを心配しているのです。したがつて、今度の土地改良の中には、従来欠けておった構造改善、整備を十分取り上げるということには、懸念が成するものであります。その反面、米の増産を中心とする水の有効利用といふ面での土地改良事業が軽くされる事になると、非常に問題である。今後においては、やはりそういう点を中心として土地改良事業が行なわれなければならないのではないか、こういうふうに考えるわけであります。そのため、若干前の質問とダブルのような感じでないわけではありませんけれども、さきまで志向しておるところは、大体水田地帯が非常に多いのでございまますので、あらためて大臣からその点に対する明確な御答弁をいただきたいと思うわけです。

す。あるいはまた、今年国営等において事業を進めるものも主として水田地帯でござりますので、水の利用を中心として問題を解決していかなければならぬことは、お話のとおりでございます。

そこで、選択的拡大ということをおわれておりますが、事実問題として、あるいは果樹、あるいは畜産等を持っていくのに、水田地帯はなかなか困難でございます。選択的拡大といつても、水田を選択的拡大の対象にして、それを変えていくこと、いふことは困難でございます。やはり水田は稲作ということが一番適当した作物だと思います。そういう意味におきまして、食糧事情もございますし、また日本の從来からの農業としても、米づくりということが中心をなしておるわけでござりますから、それにつきましては、一そく食糧事情等も考えまして、その方針で米、食糧の増産等については推進をしていきたいと思います。

ただ、いまお話しのように、試験場その他におきまして、省力栽培的な面が重視されて、品種改良とか増産の面がおろそかになつてゐるのではないかという御指摘でございますが、実態としまして、実は食糧の増産を進めつゝある過程におきまして、労働力の不足というようなことで、どうしても機械化あるいはその他によりまして労力を省くこと、少ない労力でもやつていけるということで対処していかなければならぬという、すなわち防衛的な面が出てきておりますので、そういう面の研究を進めておるのでございますが、決して増産をおろそかにするという考え方ではございません。そういう、何

といいますか、足らないところがあります。またならば、なおお話をよろしくお聞きたいと政府としては強くうつていただきたいと考えております。

○東海林委員 いま大臣からわれわれと同様な考え方であるというお答えを承りまして、安心するのですが、そこで、関連してお伺いするのですが、先日の参考人の御意見の中にもありましたように、経費負担の問題やいろいろな問題があるわけですが、その中で水利関係を中心とする土地改良事業を進めていく上においての経費負担の問題であります。一面において農家経済が苦しくなると、農家の負担能力が減っているといふ半面があります。同時に、残されておる、今後やるべき水を中心とする土地改良事業というのは、一般的に申しますと、從来、非常に工事の経済的効果というようなことを、特に占領軍のおったときなんかやましく言われたような事情もございまして、今後に残されておる面について見ますと、從来に比べてよけい経済効率が低いといいますか、経費がよけいかかるというような点がどうしても考えられるわけであります。そうなりますと、今までと同じような国なり県の助成で、今後残された水を中心とする土地改良事業が、はたして円滑に推進できるのかどうかと、いう点を私は心配しておるわけでござります。土地改良事業の負担面については、全般的に再検討をぜひお願ひします。従来に比べてよけい経費がかかるとしても、特にただいま私が申し上げますような点が想像されるのであります

ので、そういう点について大臣はどのようにお考えでございますか。私としては、ぜひそういうような点をお考ふになつて、さらに國なり県として経営の負担を考え、農民の負担を低下する方向に進めなければ、今後のこの種事業の推進というのはなかなか容易じゃない、このように考えるわけではありません。その点についての御所見を承りたいと思うわけです。

尊重するというたてまえになつておるので、その点はけつこうだと思うのであります。しかし、農業水利の内部で慣行水利権の問題を考えた場合に、やはりいろいろな不合理があるようになります。私は考へるわけです。今度水を合理的に使つていくということになれば、これはきわめて困難な問題ではあるのであります。が、しかし、これをいつまでもいままでのよな状態のままにしておくことは許されないのじやないかというふうに考へるわけです。

そこで、ここでお伺いしたいことは、慣行水利権の近代化、合理化といふような問題について、農林当局はどういうふうに考へ、あるいはこれについて、近くこれを何らか補正的な方法その他によつて合理化するよな検討を進めておられるかどうか。なお現在まだそれに着手しておられないとすれば、今後この問題についてどんな取り組みをしようとしておられるのか、この点についてお伺いいたします。

○赤城国務大臣 慣行水利権は、お話をのように、これは農村におきましては法律と同じような扱いをされるべきものであると思います。そういう意味におきまして、今度の新河川法におきましても、慣行水利権を尊重するということをはつきりさしておるわけであります。しかし、時代も相当変わっていきますので、合理化という面も出てきておると思います。そういう面での争いがなかなかあると思います。そういうことでございますが、これを進めまして、いろいろ調整等もしてきました

が、法律で合理的にやるということをきめるということは、性質上非常にむずかしいと思います。でありますので、土地改良法に基づいて、水面の調整とか、合同せき等の水利施設の新設とか変更、その管理の事業、そういう具体的な問題を通じて合理化促進をはかってきておりますし、またそれ以外に、なかなかむずかしい問題だと思いつます、ことに農業水利ばかりでなく、その他の水利の利用が最近ふえてきておりますので、そういうこととの調整をはかることからいましても、農業水利面からのみでは非常に困難な面がありますことも、御承知のとおりだと思います。いま農林省としていろいろ検討いたしておりますが、しかるべき水利関係だけの法律というようなもので進めていくかということになりますと、先ほど申し上げましたように、慣行が法律のようなものになつてから、法律制定ということではちょっと目的を達し得ないのではないか。土地改良法とか河川法等の総合的な運用、あるいは具体的な問題に直面いたしまして、その問題を逐次合理化して解決していくという方針でいま進めているわけですが、一般的にどういうふうに合理化するということについて、ぜひ真剣な御検討をお願いしたいと思います。

最後に一つ、この機会に、土地改修の法と直接関係がないかもしませんが、土地に関する問題で大臣にお願いをしておきたいのですが、たしか農業局の所管だと思いますけれども、土壌水分確保対策事業費というのが五百六十万ばかり今度の予算にも組んでございます。これは砂れき地でありますとか、輕鬆土というので、非常に水を持続するの悪いところに、ビニールとかフレームを使って水持ちを直して、小規模ではありますが、そこに稻をつくることを可能にする、こういうような理由でございまして、三十八年度から二ヵ年の継続的なパイロット事業といふことになつておるのであります。ところが、農林省の説明書を見ますと、そういうところが全國に三十六万町歩もある、歩もない、干ばつの際にはほとんど収穫がないというところに、このパイロット地区を設定いたしましたところが、きわめて成績がよくて、八俵ないし九俵もとれているわけです。非常に農民は熱心にこの拡大方を期待しているわけですが、三十九年度で一応パイロットは終わるわけでございまして、この後どういうふうにこれを三十六万町歩に及ぼすかということについては御検討されていることと思うのですが、今までの経験から見て、きわめて成績があがっておりますが、そのままで別としまして、これは今までの経験から見て、きわめて成績があがりますし、特にそういう軽鬆土地帶の、農地関係でいきますと、開拓地の經營不振で地等におきましては、その対策として、ときわめて適切な方策じやないかと思

良政の問題でありますと、従来は水田とか米ということが直結するので予算がなかなかとりにくいというので、名前も土壤水分確保対策などという奇妙な、遠慮した名前になつてゐるわけです。先ほど来食事で増産ということはきわめて大事だとおつしにつけでは、大臣もはつきりした認識を持つておられるというござります。しかも面積がただいま三十六万町歩もあるということをございますので、パリオト地区としての試験的な時代が済みましたよに三十六万町歩もある。だったら、私は、これを積極的に取り上げていただいて、計画的に、相当積極的にやつていただき必要があるのではないか、このように考へておるわけであります。これは私の希望として、ぜひ大臣にこの際念頭に残しておいて、ただいて、十分な御検討をお願いしたい、このことをお願い申し上げまして、時間もありませんので、私の質問は終わります。

そして大臣も御存じのよう、それぞれの審議会において、計画が第一期計画、第二期計画と定められて、ある程度実施されてまいりましたけれども、今日までの実績を見ますと、よくいつているので計画の五〇%程度、悪いの配慮のもとに、海岸地帯、湿田単作、畠地、積寒、急傾斜、農林省が主管しておられるこれらの法律については昭和四十年度までといふうに、実際は從来五年ずつで切っておった法律を、あるものは四年に短縮をいたしまして昭和四十年度でそろえたわけでござります。そろえたいきさつは、當時の御説明では、これらを一応そろえておいて一緒に何かの処置をしたい、今後のことと検討していきたい、こういう抽象的な理由でございました。つまり、昭和四十年度でもってこれらのものは何らかの法律措置が講じられない限り消滅するわけでござります。しかしながら、その事業はかりに今後二年間——もう今年度は終わっておりますから、来年度一年間ずいぶん御努力をなさっても、当初の事業計画が達成されるとはどうい考えられません。そこで、私は、今回の土地改良法の一部改正と申しましても、これはかなり大きな改正でございまして、この機会に、これらの特殊立法の地帯に対する対策については、何らかの具体的な推進の道があるはこれをどうやっていくんだという道が開かれてきた、このように考えておりましたので、実はそのことについて昨日お尋ねしたわけでございますけれども、いま申し上げ

ましたような事情で、事務当局から、これらについて具体的にどうするんでしょうか。ということはお答えをいただくことが必要があるのじやないか、こういう配慮のもとに、海岸地帯、湿田単作、畠地、積寒、急傾斜、農林省が主管しておられるこれらの法律が制定された必要があります。それで、これらの法律が制定されたいきさつは、それらの地域は全国の耕地の九〇%を占めておりまして、しかしながら、これらの法律が制定されたままですと、これらの特殊立法の関連する地帯というのは、実際は日本は二〇%にも達しておりません。そこで、それらについてある意味で検討する必要があるのじやないか、こういう配慮のもとに、海岸地帯、湿田単作、畠地、積寒、急傾斜、農林省が主管しておられるこれらの法律については昭和四十年度までといふうに、実際は從来五年ずつで切っておった法律を、あるものは四年に短縮をいたしましておられるこれらの法律については昭和四十年度でそろえたわけでござります。そろえたいきさつは、當時の御説明では、これらを一応そろえておいて一緒に何かの処置をしたい、今後のことと検討していきたい、こういう抽象的な理由でございました。つまり、昭和四十年度でもってこれらのものは何らかの法律措置が講じられない限り消滅するわけでござります。しかしながら、その事業はかりに今後二年間——もう今年度は終わっておりますから、来年度一年間ずいぶん御努力をなさっても、当初の事業計画が達成されるとはどうい考えられません。そこで、私は、今回の土地改良法の一部改正と申しましても、これはかなり大きな改正でございまして、この機会に、これらの特殊立法の地帯に対する対策については、何らかの具体的な推進の道があるはこれをどうやっていくんだという道が開かれてきた、このように考えておりましたので、実はそのことについて昨日お尋ねしたわけでございますけれども、いま申し上げ

ましたような事情で、事務当局から、これらについて具体的にどうするんでしょうか。ということはお答えをいただくことが必要があるのじやないか、こういう配慮のもとに、海岸地帯、湿田単作地帯、あるいは積寒地帯、急傾斜地帯、いずれも農業基本法で考えられており、昭和四十年度でもってこれらのものは何らかの法律措置が講じられない限り消滅するわけでござります。しかしながら、その事業はかりに今後二年間——もう今年度は終わっておりますから、来年度一年間ずいぶん御努力をなさっても、当初の事業計画が達成されるとはどうい考えられません。そこで、私は、今回の土地改良法の一部改正と申しましても、これはかなり大きな改正でございまして、この機会に、これらの特殊立法の地帯に対する対策については、何らかの具体的な推進の道があるはこれをどうやっていくんだという道が開かれてきた、このように考えておりましたので、実はそのことについて昨日お尋ねしたわけでございますけれども、いま申し上げましたような事情で、事務当局から、これらについて具体的にどうするんでしょうか。ということはお答えをいただくことが必要があるのじやないか、こういう配慮のもとに、海岸地帯、湿田単作地帯、あるいは積寒地帯、急傾斜地帯、いずれも農業基本法で考えられておりまして、一体今まで農業基本法で考えられており、昭和四十年度でもってこれらのものは何らかの法律措置が講じられない限り消滅するわけでござります。しかしながら、その事業はかりに今後二年間——もう今年度は終わっておりますから、来年度一年間ずいぶん御努力をなさっても、当初の事業計画が達成されるとはどうい考えられません。そこで、私は、今回の土地改良法の一部改正と申しましても、これはかなり大きな改正でございまして、この機会に、これらの特殊立法の地帯に対する対策については、何らかの具体的な推進の道があるはこれをどうやっていくんだという道が開かれてきた、このように考えておりましたので、実はそのことについて昨日お尋ねしたわけでございますけれども、いま申し上げ

ましたような事情で、事務当局から、これらについて具体的にどうするんでしょうか。ということはお答えをいただくことが必要があるのじやないか、こういう配慮のもとに、海岸地帯、湿田単作地帯、あるいは積寒地帯、急傾斜地帯、いずれも農業基本法で考えられておりまして、一体今まで農業基本法で考えられており、昭和四十年度でもってこれらのものは何らかの法律措置が講じられない限り消滅するわけでござります。しかしながら、その事業はかりに今後二年間——もう今年度は終わっておりますから、来年度一年間ずいぶん御努力をなさっても、当初の事業計画が達成されるとはどうい考えられません。そこで、私は、今回の土地改良法の一部改正と申しましても、これはかなり大きな改正でございまして、この機会に、これらの特殊立法の地帯に対する対策については、何らかの具体的な推進の道があるはこれをどうやっていくんだという道が開かれてきた、このように考えておりましたので、実はそのことについて昨日お尋ねしたわけでございますけれども、いま申し上げ

ましたような事情で、事務当局から、これらについて具体的にどうするんでしょうか。ということはお答えをいただくことが必要があるのじやないか、こういう配慮のもとに、海岸地帯、湿田単作地帯、あるいは積寒地帯、急傾斜地帯、いずれも農業基本法で考えられておりまして、一体今まで農業基本法で考えられており、昭和四十年度でもってこれらのものは何らかの法律措置が講じられない限り消滅するわけでござります。しかしながら、その事業はかりに今後二年間——もう今年度は終わっておりますから、来年度一年間ずいぶん御努力をなさっても、当初の事業計画が達成されるとはどうい考えられません。そこで、私は、今回の土地改良法の一部改正と申しましても、これはかなり大きな改正でございまして、この機会に、これらの特殊立法の地帯に対する対策については、何らかの具体的な推進の道があるはこれをどうやっていくんだという道が開かれてきた、このように考えておりましたので、実はそのことについて昨日お尋ねしたわけでございますけれども、いま申し上げ

ましたような事情で、事務当局から、これらについて具体的にどうするんでしょうか。ということはお答えをいただくことが必要があるのじやないか、こういう配慮のもとに、海岸地帯、湿田単作地帯、あるいは積寒地帯、急傾斜地帯、いずれも農業基本法で考えられておりまして、一体今まで農業基本法で考えられており、昭和四十年度でもってこれらのものは何らかの法律措置が講じられない限り消滅するわけでござります。しかしながら、その事業はかりに今後二年間——もう今年度は終わっておりますから、来年度一年間ずいぶん御努力をなさっても、当初の事業計画が達成されるとはどうい考えられません。そこで、私は、今回の土地改良法の一部改正と申しましても、これはかなり大きな改正でございまして、この機会に、これらの特殊立法の地帯に対する対策については、何らかの具体的な推進の道があるはこれをどうやっていくんだという道が開かれてきた、このように考えておりましたので、実はそのことについて昨日お尋ねしたわけでございますけれども、いま申し上げ

のぼつて十年間の実績についての P.W の修正による結果等の資料も要請をしたわけですが、それによりますと、昭和三十年から三十九年の十年間の修正した部分については、総額にいたしまして七千四百六十二億円、ほぼこういう予算規模に相なっております。ただ、これはやはり今後の十年間を展望する場合には、当然昭和三十九年度の予算規模が一番判断の基準になるわけでありまして、それからいきますと、九百十八億円余でありますから、私の判断といたしましては、これから農政の中重要な位置を占めている土地改良事業、しかも農用地の造成の中で、特に草地造成等を前向きにやつて考える場合には、おそらくとも見えるいくというような政策的意図も含めて

か、伸び等から考えて、現在検討しつつあるて、いまのところ、正直に申しますと、どれだけどうと、う確定したものを持っておりませんことを残念に思います。できるだけ早くこれらのものを考え立てていきたいと思っております。

○角屋委員 従来もそうありましたけれども、土地改良事業というものの推進の担当者は、中央では農地局であります。私もまあその道の専門であります。私が、従来はそういう農地局でやるといふたてまえの中で、いわゆる農業土木的な知識といふものが一つの重要な柱になつて今日まで推進してこられたかと思ふのです。これは、農業土木的な知識といふものは重要な一つの柱でありますけれども、今日までの審議の経過から明らかなように、今後の土地改良事業を進めるにあたつては、やはりそういうふうに予測をいたしておるわけ

であります。結局いろいろ法改正の内容を進めるにあたりましたので、あくまでも農地局であります。つまりの農業土木的な知識、あるいはもつと広範な全体的、政策的な総合判断といふものも、どういう長期展望に立つてやつて、あらまし予算規模等についつても、おおむねどの程度の目途になつたかと、国会流れておる段階でもありますので、あらまし予算規模等についつても、地局が直接柱になつてやることであります。それで、これはすでに本法案は数千億は少なくとも見えるであろう、このように予測をいたしておるわけ

であります。なるほど角屋さんはその道の大変だけあって、御指摘のありましたとおりであります。いままではそういう気配が実際御指摘のところです。これは、農業土木的な知識といふものは重要な一つの柱でありますけれども、今日までの審議の経過から明らかなように、今後の土地改良事業を進めるにあたつては、やはりそういうふうに予測をいたしておるわけ

であります。結局いろいろ法改正の内容を進めるにあたりましたので、あくまでも農地局であります。つまりの農業土木的な知識、あるいはもつと広範な全体的、政策的な総合判断といふものも、どういう长期展望に立つてやつて、あらまし予算規模等についつても、地局が直接柱になつてやることであります。それで、あらまし予算規模等についつても、地局が直接柱になつてやることであります。それで、これはすでに本法案は数千億は少なくとも見えるであろう、このように予測をいたしておるわけ

であります。なるほど角屋さんはその道の大変だけあって、御指摘のありましたとおりであります。いままではそういう気配が実際御指摘のところです。これは、農業土木的な知識といふものは重要な一つの柱でありますけれども、今日までの審議の経過から明らかなように、今後の土地改良事業を進めるにあたつては、やはりそういうふうに予測をいたしておるわけ

であります。なるほど角屋さんはその道の大変だけあって、御指摘のありましたとおりであります。いままではそういう気配が実際御指摘のところです。これは、農業土木的な知識といふものは重要な一つの柱でありますけれども、今日までの審議の経過から明らかなように、今後の土地改良事業を進めるにあたつては、やはりそういうふうに予測をいたしておるわけ

であります。なるほど角屋さんはその道の大変だけあって、御指摘のありましたとおりであります。いままではそういう気配が実際御指摘のところです。これは、農業土木的な知識といふものは重要な一つの柱でありますけれども、今日までの審議の経過から明らかなように、今後の土地改良事業を進めるにあたつては、やはりそういうふうに予測をいたしておるわけ

であります。なるほど角屋さんはその道の大変だけあって、御指摘のありましたとおりであります。いままではそういう気配が実際御指摘のところです。これは、農業土木的な知識といふものは重要な一つの柱でありますけれども、今日までの審議の経過から明らかなように、今後の土地改良事業を進めるにあたつては、やはりそういうふうに予測をいたしておるわけ

あるいは土地改良事業の項目別の複雑な内容をもつと簡素化するということについては、これは長引く目でなくて、来年度を目指して、ひとつ積極的な検討をしてもらいたい。そして、この点については、特に末端の農民負担といふものは、政府の補助率からいったならば、政府の補助率は最低のところを五割というようなところで少なくともめどを置いて、内容を簡素化し、そして農民負担の軽減をはかるということに来年を目途として最大限の努力をされねばならない。そういう時期が現実にきておる、こういうふうに思はうわけですが、この点はひとつ政務次官にお伺いしておきたいと思います。

○丹羽(兵)政府委員 昔のような食糧増産というのみの土地改良ではなくして、いろいろ大きな、農民所得を増す、農民の暮らしを楽にするという意味を含めた、いわゆる生産増強と申しますが、そういううねりをも含めた土地改良事業、それがかえって農民を苦しめておるような、農民が負担をたまへん苦しまねばならないような現状のところもあるので、ただいま角屋さんのような御指摘があつたわけであります。また、前々からそういう御意見が出ておるのでありますて、まず第一、農民の負担を軽減するということは当然でありますし、同時に、農民がその負担を払つていき得るような方法を、たとえて申しますならば、償還期限等を長くして、負担のできるようを考えねばならない。それと同時に、これまでお話をありましたように、非常に複雑でございますので、こうしたことについて検討を加えていきるのは当然でございます。非常に広範

聞でもあり、複雑でもございまするので、にわかに来年から全部それを整頓するということは困難なことでござります。そういうお答えをすることは誠意のない考え方になりますから、できだけやれるところから、またやれるものから、特に山間僻地のようなどころ、事情のあるところ、いろいろ御指摘になりましたように、御注意になりましたよう、御要求にあったようになります。ひととつ前向きの姿勢で検討を加えさせていくようにしたいと思っておりまます。

では前進の改良修正もなされておりませんけれども、この際 土地改良区の今後前向きの行政的な強力な指導という問題についても、これは単なるおとぎ話ではない。また同時に、これは前にも議論をしてきた点でありますし、また同僚議員からも御指摘のあった点ですが、何を問題があるということだけではなくて、同時に、これは前にも議論をしてきた点でありますし、またその土地改良施設の維持管理あるいは補修、あるいは将来の改修、こういったものが適正になされるかどうかといふ問題は、非常に重要であり、またそのことのゆえにこそ、管理規定や、あるいは土地改良の事業計画を立てるときにあらかじめそういう問題についてのプランを明らかにするというような改正が適切だと思います。そういう土地改良区のこれから再建築あるいは態勢の強化、さらに土地改良施設の維持管理等の問題についても、これ昨日も参考人とのやりとりの中で私指摘しましたように、国、県あるいは市町村等が管理として責任を持つべきもの、あるいは土地改良区等が持つべきものというものの基本的な性格を、一応基準的に明らかにすることまで含めて、今後検討していく必要があるのでないか。そういうふうな点、維持管理について单なる農民負担に転嫁するのでなしに、適正に負担をお互いが持っていくという立場から見ても、そういう面も含めて、今後土地改良区の問題についても、單に今回の改正とどまらずに、従来の現状についても

御調査を願つておるわけですから、
の際、そういう問題についても前向
に対処してもらいたい、こういうふ
に思うわけですが、いかがですか。
○丹羽(兵)政府委員 先ほどの御質
問に私からお答えいたしました、農民
負担の軽減のために政府は前向きの姿
で誠意をもって努力すると申し上げ
たのは、ただ工事費の負担軽減と
いう意味の境界じゃなくして、御意
にありましたように、いわゆる広いこ
味の農民負担の軽減で、その中に今後
管理費等の軽減もはかることを旨
に意味しておるのでございまして、そ
ういう意味から今度の法律の改正をもおお
いておるのであります。なおまた
もちろん行政指導は必要でございま
るが、あくまでこれは地元の要望、對
意によってなすべき仕事であります
で、今後は、地元の意見のないものと
るいは地元からあまり要求されなくな
るもの、ただ国や県がこうした考え方
を持っておるからというので、十分な
了解を得ずして進めていくということ
は、慎んでまいりたいと思いますし、
アフターケア、不振土地改良区につき
ましても、十分育てていくよう配慮
してまいりということを申し上げてお
きたいと思います。

業の区画その他の問題、交換分合その他他の問題についても、そういう視点からの検討が必要かと思いますけれども、何となく大臣の答弁は、堅実であります。また、土地改良の長期計画を立てるにあたっては、積極的な意図を看做するところが残念ながらできない感じあつたわけです。私は、冒頭に申し上げましたように、土地改良の長期計画を立てるにあたっては、積極的な意図をもつて、現在苦悩な条件の中明るい日ざしを望んでおる今日の農者に、土地改良事業を通じて一つの手を投げる、そういうふうに、今回の改正のみにとどまらず、今後の长期計画を立てるにあたって、それを裏づける諸方策をぜひ樹立するようにお願いをいたしまして、簡単であります。私の質問を終わりたいと思います。

でき早取を國に期きの「をがに」の点、成ての「、いけ計法光業で策画上で取はど点」の

ある、かように私どもは考へておるものでございます。

今回の改正といたしましては、先般の提案理由説明以来申し上げておりますとおり、そういう意味におきます食糧増産の効果というものが、ほぼ所期の目的を果たしておりまして、もはや基本法ができまして、農業経営の合理化、生産性の向上という問題が、現下の農業問題として比重が高くなつた、そういう立場におきまして、土地改良法の一条以下数点におきまして、構造改善に役立つような部面あるいは土地改良事業の遂行の合理化の面におきまして改正をいたした次第でござります。

○林委員

従来の土地改良が米作中心に行なわれていたということは、われわれも理解するところでありますと、特にかんがい用水あるいは農業用水、これの排水あるいは流通、あるいは農地造成、これは草地も入れての農用地造成、この方向へ力を入れるというのでありますけれども、農地局長も御承知のとおりに、米作中心の日本の農業が一応安定をしているということは、私は言えないと思うのです。これはもう御承知のとおり、本年度の米の需給関係から申しましても、最初政府が考へておいたよりは、米の収穫が思わしくないということで、外國からの輸入米も早急にしなければならないといわれておるし、日本の米どころだといわれておる東北の庄内地方でも、前年度、米穀年度でいって本年度米作は七割程度だ

といわれておりますし、それから米どころの農民が、この間も農林大臣に質疑がありまししたように、十月の収穫が外の収入に関心を持つてそのほうの収入に走るようになる。しかも、失業保険を目当てにしなければならない。たとえば青森県の一例を申しましても、

青森県で昨年度の県としての農業収入は、私は聞きましたところによりますと、米作で約三十億、リンゴで七十億、農業外の収入で百億というようになりますと、直ちに村を離れて、農業に入り走るようになる。しかも、失業保険を目当てにしなければならない。たとえば青森県の一例を申しましても、それから米どころの農民が、この間も農林大臣に質疑がありまししたように、十月の収穫が外の収入に関心を持つてそのほうの収入に走るようになる。しかも、失業保険を目当てにしなければならない。たとえば青森県の一例を申しましても、

といわれておりますし、それから私がいたしました。

おません。所得の問題といったしましては、基本法で示しますいろんな施策を総合してやつてまいります。こ

よって資本主義的な大規模の農業経営への移行、もう一つは、それによつて離農され、切り離された農民が、低賃金の労働者として配置される、こういう現実を見ますと、政府の言う農業構造改善に全面的に生産農民が協力できないというところに、今日の農業構

○丹羽(雅)政府委員 先ほど、終戦以来土地改良事業が米の増産の面で役割を果たしてきたことを申し上げたのは、もはや米の生産政策として土地改良事業が任務終わりという趣旨ではございませんで、生産対策の基盤整備の問題といたしましては、先般来大臣もるる申し上げておりますとおり、米の生産の維持向上については、土地改良事業を通じてなお努力をすることを否定し、弱めておるわけではございません。生産政策の問題といたしましては、そのはかに、成長農産物としての果樹、畜産の問題として農用地造成を取り上げる必要があろうという意味で、この改正面におきましてはその面の角度からやはり問題を考えなければなりません。それは基本法のできました

○丹羽(兵)政府委員 土地改良事業に対する、事業そのものに対する考え方というのは、農地局長がただいまお答えを取り上げてまいりたい。一方、米は選択的拡大、あるいは農業かんがい用水、あるいは用水を中心としての排水、流水の土地改良にするというようなことに移行していくかどうか。私としては、むしろ、一応米作中心の土地改良が目的を達したから他へ目的を移行するというのではなくて、他への目的の移行が、米作中心の土地改良が目的を達したいからにかかわらず、そういう要請に基づいて、たとえば水の問題を達したいからにかかわらず、そういう

おません。所得の問題といったしましては、基本法で示しますいろんな施策を総合してやつてまいります。こよつて離農され、切り離された農民が、低賃金の労働者として配置される、こういう現実を見ますと、政府の言う農業構造改善に全面的に生産農民が協力できないというところに、今日の農業構

○丹羽(兵)政府委員 土地改良事業に對する、事業そのものに対する考え方とは、農地局長がただいまお答えを取り上げてまいりたい。一方、米は選択的拡大、あるいは農業かんがい用水、畜産の問題として農用地造成を否定し、弱めておるわけではございません。生産政策の問題といたしましては、そのはかに、成長農産物としての果樹、畜産の問題として農用地造成を取り上げる必要があろうという意味で、この改正面におきましてはその面の角度からやはり問題を考えなければなりません。それは基本法のできました

○丹羽(兵)政府委員 土地改良事業に対する、事業そのものに対する考え方とは、農地局長がただいまお答えを取り上げてまいりたい。一方、米は選択的拡大、あるいは農業かんがい用水、畜産の問題として農用地造成を否定し、弱めておるわけではございません。生産政策の問題といたしましては、そのはかに、成長農産物としての果樹、畜産の問題として農用地造成を取り上げる必要があろうという意味で、この改正面におきましてはその面の角度からやはり問題を考えなければなりません。それは基本法のできました

○丹羽(兵)政府委員 先に農地局長に答弁させて、それから私がいたしました。

○丹羽(兵)政府委員 土地改良事業に対する、事業そのものに対する考え方とは、農地局長がただいまお答えを取り上げてまいりたい。一方、米は選択的拡大、あるいは農業かんがい用水、畜産の問題として農用地造成を否定し、弱めておるわけではございません。生産政策の問題といたしましては、そのはかに、成長農産物としての果樹、畜産の問題として農用地造成を取り上げる必要があろうという意味で、この改正面におきましてはその面の角度からやはり問題を考えなければなりません。それは基本法のできました

○丹羽(兵)政府委員 土地改良事業に対する、事業そのものに対する考え方とは、農地局長がただいまお答えを取り上げてまいりたい。一方、米は選択的拡大、あるいは農業かんがい用水、畜産の問題として農用地造成を否定し、弱めておるわけではございません。生産政策の問題といたしましては、そのはかに、成長農産物としての果樹、畜産の問題として農用地造成を取り上げる必要があろうという意味で、この改正面におきましてはその面の角度からやはり問題を考えなければなりません。それは基本法のできました

いる。それから維持管理費には反当た
り二百円から三百円がかかるとい
う。けれども、この維持管理のほうは、維持
管理の必要上農民が負担しておるけれども、土地改良費のほうの反当たり年
間二千円から三千円、十五年年賦とい
うほうは、ほとんど農民のこれへの支
払いの協力の状態が見えておらない。
そしていま公団と役員では、何とか話
をつけなければならぬといふような
状態に立ち至つておる。それで、むしろ
改良区の土地の返上をしなければな
らないじゃないか。負担が非常に多く
なつておりますし、それから水の費用
も高まりますので、これはむしろ返上
しなければならないじゃないかとい
うような問題になつてきている。愛知
用水の問題一つ見ましても、これはも
う日本の土地改良政策の非常に典型的
なものだと思いますが、これはいま
いうようないい参たんたる状態になつて
いる。この大きな原因が、愛知用水の余
沢が、農民よりか、むしろ東海製鉄と
いうような工業資本が大きな恩澤をこ
なつておる。しかもその負担は、農
民に大きな負担としてかかつてきてお
る。むしろ、水の権利も返上しなけれ
ばならないというような状態になつて
きております。そういうような従来の
土地改良の問題で、根本的な解決をし
ないで、今度の改正をされることは、
これはやはり農業基本法の政策を遂行
するということではなくて、私のさつ
き言ったような、政府の意図している
農業構造改善、農業労働者の排出と
大規模な資本主義的な農業経営への移
行、それからもう一つは、やはり高度
経済成長政策の必要に基づく、低廉な
社会資本を提供してやる、水や土地を

提供してやる、そういうことがねらい
ではないかというように思われるわけ
です。たとえば愛知用水関係の農民
が、畑かんで陸稟が幾ら増収になつた
としても、その米の価格を政府が保障
してくれない。これは価格政策の問題
にもからんできますので、何でもかん
でも土地改良の責任であるとは私は申
しませんけれども、しかし、農民から
はそういう心配がされておるというよ
うなことになりますと、こういう問題
の根本的な解決の方策は、今度の土地
改良法の改正に見られなくて、そして
他の方向へ移行するということは、必
ずしも、いま次官や局長の説明された
ような方向を意図しておる、眞の生産
農民の立場に立った土地改良法の改
正と受け取れない節があるのですが、そ
の点はどうでしょうか。

○丹羽(兵)政府委員 私もやはり四五
五反の百姓をやつておる一人なんですが、
が、そうした立場から考えますと、そ
のものでは、やはり難儀をするだけ
で、一向生産性が上がらない。ただ
し、にわかに土地があまるわけではな
いので、できるだけいまお話をありま
したように、同じ五反、四反のたんほ
をやるにいたしましても、省力的な農
業ができる、その労力は他の金もうけ
にいくという方も多いのです。現在土地改
良の問題で、根本的な解決をし
ないで、今度の改正をされることは、
これはやはり農業基本法の政策を遂行
するということではなくて、私のさつ
き言ったような、政府の意図している
農業構造改善、農業労働者の排出と
大規模な資本主義的な農業経営への移
行、それからもう一つは、やはり高度
経済成長政策の必要に基づく、低廉な
社会資本を提供してやる、水や土地を

活を望むということはできないのでござ
いますけれども、しかし、そういう
ことを望むために、一つ一つを積み重
ねていくという方もある、私はこ
う考えております。

それから林先生のお話を聞いておる
と、もう一にも二にも農民はてんで
せつから十年前にこの委員会で御
審議をいただき、御可決を願つて、農
民のために、また農民の要望にこたえ
てやつていただいた愛知用水が、今日
は全く農民からきらわれるものになつ
たような御意見でござりますけれども、
も、私は幸いにして愛知用水の受益地
を選挙区に持つておりますが、そ
ばかりでもないわけでありまして、も
ちろん、当時の計画と申しますか、想
定と、今日の現実とは違っております
ので、農民が負担するに非常に困難を
来たしておることは事実であります。

しかしながら、そのために、やはりいま
まで田にも畑にもならずで、何とも
しようがなかつたところが、水がくる
ようになつて、農地とし、耕地として
農民に喜ばれておる。だから、規模が
非常に大きくなつた。全然何にもなら
なかつたところが、非常にたくさん
農地ができたということは、これは事
実であります。そこで、きょうまたや
がて附帯決議等で御指摘いただけるよ
うでございますが、工事費の償還を長
くしていただきたい、あるいは農民の
負担軽減ができるように、これは将来
ひとつ前向きの姿勢で考えていかなけ
ればならぬと思いますが、せっかくこ
の委員会でいま申し上げたように御審
議願つたのが、全然いま農民の感謝に

なつていいということはあり得ない
います。

○丹羽(雅)政府委員 負担の軽減につ
きましては、法律の問題でございます。

より、予算制度の問題でございま
しては、予算の問題を通じて常に努
めをしてまいりたいということを

て、国の負担率なり補助の問題につき
ましては、予算の問題を通じて常に努
めをしてまいりたいということを

先般來大臣がお答えしております。

それからなお、愛知用水でござ
います。だからこそ、附帯決議をなされるわ
けですが、それがなぜ今度の改正法にそ
の方向が解決される形で出されないか
ということをいま私は質問しているわ
けです。次官も御承知のとおり、土地
改良制度で一番問題になるのは、やは
り農民の財政的な負担がどうなるかと
いうことになります。たとえばいま問
題になりました愛知用水も、夢の用水
工事のため、十アール当たり約四万三
千円の負担金を払わなければならぬと
いうことになつておる。これでは採算
が合わないということで、水を譲退す
る者も相当出てきておる。昨年出され
た負担金の徵収令書も、むしろ土地改
良区に保管されているような状態があ
るわけなんですね。私は一から十まで
全部だめだとは言いませんけれども、
とも土地改良のティピカルな事業の中
にあらわれておるので、これをどのよ
うに改善されようとしているか、また
今度の改正法で、この改善の方向と
してどのようなことが意図されている
か、この点を次官でも局長でも、時間
の関係がありますから、詳しく述べら
れません。

○丹羽(雅)政府委員 愛知用水の負担
金は、先生十分御存じのとおり、愛知
用水公団から愛知用水土地改良区及び
はか二土地改良区に負担金をおろし

改良区が今度は農民におるすわけであります。このおろすべき面積の確定につきまして、両者の間に意見の相違がございまして、面積を目下県庁が間に入りまして、その受益面積の確定の作業を急いでおるわけであります。したがつて、現在の時点におきましては、工業用水その他の負担金は入っておりますが、農民からの負担金はほとんど皆無であるわけであります。

○**柴田政府委員** 私ども、実はこうう制度につきましては、必ずしも全般的な贅意を持っていなかつたわけでござります。従来は持つていなかつたわいをこざいますが、ただ、実際問題としまして、國營土地改良事業あるは都道府県営土地改良事業というものを円満にやつていただきたいには、やはり資金的な問題について配慮する事がある。そこで、なかなか仕事はできまい。そこで、そういうためには一番市民に近接している市町村にその面の協力を仰ぐということも、これまた一つの方法じゃないか、つまり、徵収の便宣という立場から言いますならば、この事業の公共性から考えて、市町村が一役買うということも一つの方法じゃないか、そういうことで、この法案を農林省から提出されましたときに賛成を表したのでござります。

見て、市議会の御判断を加えて、負担関係の円滑を期していただくと、いふことは、農政がだんだん進展いたしまして、農業団体だけでも農政をやつしていくのか、市町村というものに相当関心があるう、こういう立場で、市町村をこの中に、市が御自分でおきめになった場合には、入っていただく、強制して入れるという意味ではございません。そういう形で入るということをございます。

○林委員 これは政務次官の丹羽さんにお聞きしたいのですが、私はこれは非常におかしいと思うのです。御承知のとおり、農業経営というのは、十分の利潤があるという経営でなくして、自家労力をコストの中に入れないと、そうしてようやく農業経営がなされていいるわけです。したがつて、資本主義の制度の中における拡大再生産というか、こういふものはできなくて、先祖伝來の農業経営を単純に再生産していくだけである。場合によつては、自家労力がコストの中に入れられておりませんから、縮小再生産になつて、日本の政府の方針としては、財政投融資だとかあるいはそういういろな形で、工業資本家のほうにはどんどん利子補給だとか、あるいは借り入れ金の保証だとか、直接投資だとかしておいて、農業のほうには、これを見ましても、局長もおっしゃるようになつて、市町村が農業問題について関心を持つのはいいけれども、その関心の持ち方を徴収するということでしょ。負担金を徴収するという面で、しかも地方自治法の受益金徴収の強権発動の面

で、市町村を農業に巻き込んできて、そうして農業問題に関心を持つてらつていいということは、私はおかしいと思うんですよ。利潤が十分に保されていいる大きな資本家のほうには、政府が無利子の金の貸し付けだとか、あるいは借り入れ金の保証だとか、あるいは利子の補給だとか、そういうことをしなくとも、農民にこそこういうことをしなかつたら、農民の拡大不生産はできないわけでしょう。ところが、今度市町村が入っていくのは何、というと、国営事業や興営事業は、最終的には負担金を市町村にぶっかけてしまって、自分は口をふいて上にしてしまって、やる仕事だけやって、最も困難な財政的な解決の仕事だけは市町村に移譲して、そして市町村は非常難に困難な、たとえばその者の受ける利益を限度として、負担金の全部または一部を徴収する、こんな困難な問題を市町村自治体に移譲して、そして強制力をもつてこれをとらせるということになると、これは市町村に非常に困難な問題を転嫁することになる。市町村と農民との間の摩擦を激化することになるのではないか。私は、やはり国や県が負担をし、そして徴収が不十分の場合に、これを転嫁することになる。市町村と農民との間の摩擦を激化することになるのではないか。私は、やはり国や県がみづからそれを——大きな資本家にやる利子補給とか、借り入れ金の保証だとか、政府債とか、そちらのほうには至りません。それからそれをしてやっているわけでしょう。しかも、そちらは利潤が保証だと証されている事業なんです。農民は御承知のとおり、単純再生産すら困難な状態です。それにもつていつて、市町村は今度は税金をとる……。

○林委員 ふんまんにたえないから、熱がつい入るわけですから、こういう形で、単純再生産もできないよろんな農民から負担金を取り上げていくと、いうことは、農民はやりきれない。だから、愛知用水の農民は負担金が払わないのです。そういうことについて解決の方法があるかどうか、どう考えておられるか、私は聞きたい。

丹羽(兵)政府委員 ただいま林先生の御意見は、農民の負担そのものだけについての御意見でござりますけれども、事業全体を考えいただきまして、国営については八割くらい、県営については七割五分くらいは国と県で負担をしております。残ったものなんですね。その残ったものにおきましては、やはり土地改良をやられる農民だけの負担にかけるということは、それが排水にも使われるときがあるし、またその周辺がだんだんと農地の転用等もやってきて、残つておる負担分を農民だけにかけるということは無理ではないか、こういう意見が出てまいりまして、でくるだけ農民負担を軽減するという意味から、町村にも持っていただけたら持つていただこうというので、町村議会が議決されたときには町村で負担していただく、こういうことでござりますから、土地改良事業の中に町村が入り込んで権力を持ってかき回すとか、そういう考え方方はさらに持っていない。農民ができるだけかばつてあげよう、負担を軽くしようといふ意味から、こうすることにしたのでござりますから、そう悪く解釈なさらないでいただきたいと思います。

の中において、これを負担する者が農民以外の者だという規定はありませんし、また御承知のとおり、これは前から土地改良制度もそうであります。が、延滞金の徴収については、土地改良区が市町村に委託すれば、これは市町村がとることができるようになつてゐるわけでしよう。あなたのおっしゃるよう、市町村が介入するのは、農民以外の者にも負担をさせて、農民を保護するなんというものではないのですよ。結局農民の抵抗心が強くて、負担金が重くて払えない場合は、市町村が税金徴収と同じ権利をもつて差し押さえ、競売、これをもつて負担金を農民からとるという精神ですよ。それは、次官は個人的にはそういう農民に対する理解心を持つていいかもしないが、制度自体はそんななまやさしいものではないのですよ。

時間がもうありませんから、どうしても移っていかなければならないけれども、さらに、同じ精神から申しまして、この九十條の二は、八年間以内に土地改良の対象となつた土地を他に転売した場合、あるいは転売しなくても、利用に提供しただけでも、その者からその利益を徴収するというのでしょう。私はそのこと 자체はどうう言いませんけれども、農民がどうにもやれなくなつて、土地改良の対象地域を他にどうしても売らなければならぬい、これは、農民の中でもやつていける人は、私はこんなことをしないと思うのですよ。どうしてもやれなくなつて手放すとか、やれないから他の目的に提供したからといって、その者からその利益をとつてしまふこういうことは一体いいのでしょうか。たとえば工

場誘致条例で、資本家が農地をたくさんもらつた、それを他の会社に貸してやつたり、あるいは初めはある事業を目的としたのを違う目的に使わせた、あるいは初めは一つの会社でやるはずだったのを合併でやつた、そういう場合に、おまえは不当な利益を他の会社と共同してとつたから、おまえの利益をとるなんて言いますか。こんなことをされるのは農民だけじゃないですか。しかも、八年間もそういう自由を束縛される。私はできたら農民にこんなことをさせたくない。こんなことをさせたくないけれども、土地改良を受けた土地を農民が手放さなければならぬということは、よほどのことですよ。おまえは手放したからいままでの利益を全部吐き出せなんて、こういうことは、資本家の工場誘致条例、いろいろの工場の例と比べてみて、いかにも片手落ちではないですか。これがどうして農民を保護する制度なんですか。私はそのことをお聞きしたい。

おきましては、せつかく農業用でやる
とおっしゃるから入れたわけでござい
ますから、八年間たつならばしよう
がないが、その間に、農業をやめてお
かれは売つてしまらというときには、こ
れは国が投下した金は返していただ
く、こういう制度をつくったわけでござ
います。国会の相当の御意見に従つ
てこの法案はつくったわけでございま
す。

○高見委員長　なるべく簡単にお願
いいたします。

○林委員　そういうことをおっしゃる
ならば、この八年間とは何から出てく
るのですか。それでは工場誘致条例あ
るは新産業都市建設で農民から農地
を提供された工場が、しかも市町村の
負担でりっぱな土地になった、その工
場が、五年か六年たってどうしてもや
れなくなつたからといって、他に株式
を譲渡するとか、あるいは会社を譲渡
した場合、おまえは公共的な投資を受
けているから、転用したもののうちか
らこれだけどるなんという制度が他に
ありますか。あなたのことばだけ聞い
ていると、一応筋は通つております
よ。しかし、他と比較して、いかにも
片手落ちのやり方じゃないかというの
ですよ。そうして、その八年間ととい
うのは、どこからくるのですか。

○丹羽(雅)政府委員　考え方によりま
すと、永遠に買ひ戻せという御議論も
あったわけであります。それから考
方によりますと、もっと短くてもいい
という御意見もありました。そこで、
実は農地法等で、開拓者が入つた場合
に、自由に処分できる期限を一応八年
といたしております。したがつて、八
年というのは、そういう前例に従つて

問題を干拓地に限定いたしましたのは、今まで水で、土地でなかつたものの、その土地でなかつたところに土地をつくつて、農業をやるというのですから、六万円で差し上げた、それを売つてしまふというケースに限定をいたしております。土地改良事業で排水等においては扱つておりません。干拓地だけについて、無から有を生じた土地を六万円、五万円で手に入れた場合のケースに限定をしているわけであります。

○林委員 私は他と比較して、たとえば新産業都市の場合の工場敷地なんか、ただですよ。県と市町村と地元負担で、しかもただの上に、ここに工場を持つてくるためにはここへ道路を引け、道路を引いたら、今度ここへレールを引け、それはみんな市町村の負担でやつているのですよ。それで工場さまでにきてくださいと言つているのですよ。それはその土地が三年後、四年後に処分されたからといって、利益をとると言ひやしませんよ。農民は好んで売るものじゃないですよ。開拓地で初めは百姓をやろうと思つた。思つたつて、いまの農業政策でやれなくなれば、しようがないじゃないですか。それをおまえ売つたから今まで得た利益を取り上げる、これは他に例がないですよ。例がないから、言つていいのです。

もう一つの例を申しましようか。農用地外資格者で一人が同意しなければ、大きな農業改良、土地改良、開拓

事業はできないでしよう。ところが、農民が土地を取得したときには、土地取用法や、首都圈市街地開発法だとか、電気事業法だとか、有無を言わせず、公共事業だということで、みな土地を取ってしまうじゃないですか。そういう場合に、真に農民のために土地改良事業をやるうとするときには、農民外の人が一人でも反対すれば、その事業が実行できないようなことを何でするのですか。農業改良事業が真に公共事業だったり、真に日本の農業の再生産のために、日本の農業の発展のためにやる改良事業について、強権的にその土地を取り上げて、土地改良事業の中に編入したらしいじゃないですか。これはどういうわけですか。しかも、知事の調停あっせん、勧告は全然強制力はないのですよ。いやだと言ったら、それまでじゃないですか。土地改良事業だけはどうしてそんな簡単なことを許すのですか。私はわからぬ。これは農民と土地の資本家と差別待遇ですよ。局長や次官がもつとしつかりしないから、だめなんだ。あなた方は真に農民の立場に立たないから、お感じがないからいけない。

解決していただければいいと思います。それからもう一点の問題につきましては、一人の農業外者が土地改良に応じないということにつきましては、他の法律がございますので、農地買収の方法もございますので、これらによつて、ほんとうに農民の福祉になるような土地改良を進めていくような行政指導を私どもは十分やつていただきたいと考えております。

○林委員 それはこれで終わりますけれども、次官、あなた、工場誘致条例だと、あるいは新産業都市建設法で農地が改築されて工場敷地になったのに、それがまだ利用されなかつた例だといつて、あるいはそれを担保にして銀行から金を借りただけで、最初の計画が実行されないので知らないと言つけれども、私も自分の選挙区でよく知つておられます。緑したたる農地が工場のためだといつて提供されて地ならしされてその地ならしされた今まで農業委員から責められて、ほんのバラックみたいな工場をお義理で建てるだけです。資本家はこれを担保にして金を借りております。ところが、農民はどうしたいのですか。農民は開拓地でやつてみたけれども、どうしようもなかつたというので手放す。おまえはその金を払い戻せ、それは明らかに片手落ちですよ。私はもうこれ以上言いませんけれども、皆さんがあらう少しこういう費用の負担の問題、あるいは農用落ちはあります。私はもうこれ以上言いませんように土地改良事業が電気事業と同じような公共性を持っているならば、一人や二人の反対——全員の賛成を得なければ、土地改良事業計画設定も土地改良事業もできないというくらいば

な土地改良を進めたいと考えております。

○林委員 それはこれで終わりますけれども、次官、あなた、工場誘致条例だと、あるいは新産業都市建設法で農地が改築されて工場敷地になったのに、それがまだ利用されなかつた例だといつて、あるいはそれを担保にして銀行から金を借りただけで、最初の計画が実行されないので知らないと言つけれども、私も自分の選挙区でよく知つておられます。緑したたる農地が工場のためだといつて提供されて地ならしされてその地ならしされた今まで農業委員から責められて、ほんのバラックみたいな工場をお義理で建てるだけです。資本家はこれを担保にして金を借りております。ところが、農民はどうしたいのですか。農民は開拓地でやつてみたけれども、どうしようもなかつたというので手放す。おまえはその金を払い戻せ、それは明らかに片手落ちですよ。私はもうこれ以上言いませんように土地改良事業が電気事業と同じような公共性を持っているならば、一人や二人の反対——全員の賛成を得なければ、土地改良事業計画設定も土地改良事業もできないというくらいば

かなことはありませんよ。そんなばか話がどこにありますか。しかも、いかにも知事の調停あつせんの制度を入れたといつたって、承知しなければそれがまでです。もしそこに意地の悪いブローカーのようなのがおつて、土地の用地の指定という制度の強化であります。それが、これは農民が欲しないような土地改良事業に対する農民の抵抗を抑え、そしてその私権を侵す、こういう道を聞いておいて、農民のために、いつまでも、おれは承知しない、承知しないと言つたら、こういう一人のために土地改良事業ができないということになる。そういう道を聞いておいて、農民のために、いつまでも、おれは承知しない、承知しないと言つたら、こういう一人のために土地改良事業ができないということになる。そういう

○高見委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高見委員長 私の質問はこれで終わります。

○高見委員長 これにて本案に対する付託します。

○高見委員長 これより本案を討論に付託します。

○高見委員長 これより本案を討論に付託します。

○高見委員長 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になっております土地改良法の一部を改正する法律案について反対いたします。

○高見委員長 その理由は、第一点は、本法改正のねらいが、自民党的なねらつておる、資本主義的な大規模農業への日本農業の構造改善と、農民の六割を離農させて低賃金労働者に仕立てる、いわゆる農業機械改善事業遂行のことにしようとある目的であるということを見のがすわけにいかない。すなわち、長期計画

の大規模造成計画等の制度を設けたの水、印旛沼の土地改良事業といふようも、眞の意図が、農業構造改善事業の

拡大遂行をねらつておるものだと考えざるを得ないのであります。

第二は、この換地計画または一時利用地の指定といふ制度の強化であります。ですが、これは農民が欲しないような土地改良事業に対する農民の抵抗を抑え、そしてその私権を侵す、こういう大きな財政負担となる賦課金徴収の方策が、大幅に市町村の地方税徴収の方策に由来して、これは地方自治体と農民との間の摩擦を激化させる結果になります。そうして地方自治体に土地改良の財政的しりぬぐいをさせるということになりまして、これは地方自治体と農民との間の摩擦を激化させる結果になると思うのであります。

第四は、いま述べました地方自治体の賦課金徴収の責任転嫁の問題と相まって、土地改良の費用の負担を地方議会の議決によって市町村に肩がわりさせ、最終的には地方自治体に組合員から徴収する責任を負わせるという制度であります。それで、結局は地方自治体自体が財政的な負担を負わなければならぬようになると思ひます。

第五には、都道府県がみずから事業の計画を立案する権限を大幅に認めたのであります。

○高見委員長 吉川久猶君

○吉川(久)委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、

ただいま議題となつておる土地改良法の一部を改正する法律案に賛成の討論をいたしたものであります。

昭和二十四年、土地改良法が制定されましてから、農業生産力の増進とわたくさん見られております。たとえば高梁川、三島の大干拓事業、愛知用水改修事業もできないといふくらいば

な大規模の土地改良事業でありますけれども、むしろ農民の負担が多くなりました。このような事態に対応して、農業の発展と農業従事者の所得の向上にはかかるくためには、農業基本法の指標として、農業生産の基盤の整備、開発に関する事業についても、農業基本法の指向する新たな観点に立つて、土地改良制度の全般にわたつて改善、合理化的措置がとられることとなつたのは当然のことでございます。もつとも、この改正の意見は、農業基本法制定の年の前後から関係有識者によって論議され、改正案も去る第四十三及び四十四国会には提案され、いずれも審議未了となつた経緯もありますので、これが今国会に提案され、慎重審議の結果、ここに可決されることとは当然であり、むしろ、もっと早く可決されるものであつたと思うのであります。

良、土地改良事業が、権力機構を動員する体制になつてきたということなる本改正、農民が離農させられるような内容を持ったのは、当然のことでございます。もちろん、それが低賃金の労働者に仕立てられるような結果をもたらしておる農業構造改善の遂行のこととなる本改正、農民が離農させられるような内容を持つたのは、当然のことでございます。それから第二には、農林省、地方農政局、県、市町村というような農業改

善の結果をもたらしておる農業構造改善の遂行のこととなる本改正、農民が離農させられるような内容を持つたのは、当然のことでございます。

第三点は、改正案によりますと、農民の大額な財政負担となる賦課金徴収が、大幅に市町村の地方税徴収の方策に由来して、これは地方自治体と農民との間の摩擦を激化させる結果になると思うのであります。

以上申しましたとおり、結局六割の農民が離農させられるような内容を持つたのは、当然のことでございます。それから第三には、農林省、地方農政局、県、市町村というような農業改善の結果をもたらしておる農業構造改善の遂行のこととなる本改正、農民が離農させられるような内容を持つたのは、当然のことでございます。

三には、しかも財政的な負担が地方自治体に転嫁されるという制度になつたということ、したがつて、農民に重い負担をかける結果になりますし、農民と地方自治体との摩擦が財政的な面でも激化されるということが、非常に明瞭に見通しができますので、私

の意見としては本改正案に反対するものであります。

○高見委員長 吉川久猶君

○吉川(久)委員 私は、自由民主党、

日本社会党、民主社会党を代表して、

ただいま議題となつておる土地改良法の一部を改正する法律案に賛成の討

論をいたしたものであります。

昭和二十四年、土地改良法が制定されましてから、農業生産力の増進とわたくさん見られております。たとえば高梁川、三島の大干拓事業、愛知用水改修事業もできないといふくらいば

近における農村の実態は、社会的、經

济的に諸条件が著しく変化を生じてまいりました。このような事態に対応して、農業の発展と農業従事者の所得の向上にはかかるくためには、農業基本法の指標として、農業生産の基盤の整備、開発に関する事業についても、農業基本法の指向する新たな観点に立つて、土地改良制度の全般にわたつて改善、合理化的措置がとられることとなつたのは、当然のことでございます。もつとも、この改正の意見は、農業基本法制定の年の前後から関係有識者によつて論議され、改正案も去る第四十三及び四十四国会には提案され、いずれも審議未了となつた経緯もありますので、これが今国会に提案され、慎重審議の結果、ここに可決されることとは当然であり、むしろ、もっと早く可決されるものであつたと思うのであります。

この法案は、土地改良法が農業基本法の関連法として取り扱われるべきものであったのでありますから、すみやかに具体的な施策と予算措置を内容として改正されなければならなかつた点などを考えますとき、若干の不十分な点もないわけではありません。たとえば長期計画、十カ年の計画樹立に際していま少し折目、区切りをつけて、年次目標を立てて効率をあげる方法を考慮するとか、管理体系の確立と改良区の安定した運営のできるよう配慮するとか、草地買収が容易に行なわれるような条件を整えるとか、土地改良事業の公益性を考え、補助率の引き上げ、低利長期の特別融資措置や、特別平衡交付金等を自治体に交付して地元

の負担の軽減をはかるなど、これらの問題は今後政府として十分検討を加え、改善の方向に努力することを強く要請いたします。

ただいま共産党の反対の御意見を承っておりますと、眞に農村、農民のことを思つての御意見であるのか、この土地改良法というものの本来の使命について十分御認識がないのか、反対のための反対なのか、私どもは了解に苦しむのでございます。

簡単でございますが、以上申し述べまして、私は賛成の意を表するものでございます。（拍手）

○高見委員長 これにて討論は終局いたしました。

土地改良法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を願いました。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○高見委員長 この際、芳賀貢君外二

名から本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨説明を求めます。芳賀貢君。

○芳賀委員 ただいま可決されましたが土地改良法の一部を改正する法律案に対する動議を付いたしました。

○芳賀委員 ただいま可決されました土地改良法の一部を改正する法律案に対する動議を付いたしました。

○芳賀委員 土地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の運用に当つては、

左記各項のすみやかな実現に遺憾なきを期すべきである。
記

一、 土地改良長期計画の策定に當つては、国土総合開発計画、各地方開発計画及び特殊立法地域の振興計画等を総合的に調整勘案して概ね十ヶ年計画（前期後期各五年）とし、政府は、年次目標を設定してその完全実施がはかられるよう予算その他必要な措置を講ずること。

二、 政府は、農用地造成事業の推進をはかるため、事業施行区域内にある農用地外資格者の全員同意が得られるよう都道府県知事のあっせん又は調停を指導促進するとともに必要あるときは、農地法の未墾地買取等の適用を講ずる等の処置をとること。

三、 土地改良事業における公共性に鑑み特に農民負担の公平とその軽減をはかるため、負担金、補助金等の現行制度を簡素化整理し併せて補助率の引上げと採択基準の引下げを行なうこと。

四、 土地改良施設（草地を含む。）の維持管理については、受益組合員の負担が加重されないよう考慮しつつ、施行主体別に管理の基準を定め、管理体系を強化し、かつ、将来の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

五、 土地改良区の指導育成をはかり、特に現在の不振土地改良区の再建対策を徹底するとともに弱小土地改良区については、その整理統合の施策を講ずること。

六、 国営及び都道府県営の土地改

良事業における受益者の負担金を市町村から徵収できる途がひらかれたがこの場合市町村財政に圧迫を加えないようその裏付けの措置を極力講ずること。

右決議する。

以上六項目が内容でありますが、特に重要な点だけを説明しておきたいと思つておきます。

第一の長期計画の策定にあたつては、御承知のとおり、現在、たとえば国土開発関係法といつたしまして国土総

合開発法、北海道開発法、あるいは東北、九州、中国、四国、北陸等の各地域開発法による土地改良あるいは農用地開発の長期計画との関係、あるいは草地の造成、改良計画等については、

現行の酪振法による草地の改良計画、あるいは牧野法によるところの牧野の草地の造成による保護牧野の政府の指導命令による牧野の改良保全の事

業、あるいは牧野法による牧野の実施内容、あるいは牧野法による保護牧野の政府の指導命令による牧野の改良保全の事

国が長期計画を策定する場合には、これら既存の法律あるいは長期計画等の調整、勘案をはかることはもちろんありますので、この点について遺憾なき措置を講ずる必要があるわけ

ありますし、さらにまた、長期計画に基づいて年次計画が策定されるわけでございますが、これを完全実施するた

めには、当然事業量並びに事業費の確保というものが、予算その他必要な措置として講ぜられる必要があるわけ

ございます。

第二の点といたしましては、これは審議の中において同僚委員からそれぞれ指摘のあつた点でございまして、で

き得ればこれは法文の中に加えるべき点でありますけれども、特にその問題としましては、農用地外の資格者の全員同意の点についてであります。農用地

地に關係する権利の所持者は、いわゆる三分の二の同意があれば、残る三分の一は強制的に同意せざるを得ない規定になつておりますが、農用地外の資

格者の場合は全員同意が必要である。こういう点は、立法上から見て

も、矛盾と欠陥を包藏しているわけでございます。これを法文にたうことが必要であることはもちろんであります

が、それが行なわれない場合においても、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措

置が進められ、なおそれができがたい場合には、関係都道府県知事があつせんも、このことが完全に実行されるためには、全員同意を得るために必要な措置が講ずべきであります。

第三の、土地改良事業を農民負担の軽減のために公平に行なうための措置であります。政府の行政責任において行なうべきであると考えるわけでございま

す。

第四の、土地改良施設の維持管理等の問題については、これはことさらに説明する必要はありませんが、これらの点についても、今回の改正によって農用地の改良造成事業というものが実施されるわけでございますから、特に大規模事業等によつて草地の造成が行なわれたような場合においては、これが所期の目的に合致するような維持管理の体系といふものが、國の方針と責任において強化されるような措置を講ずることが必要であります。

第五の問題は、これはしばしば當委員会における指摘あるいは農林水産委員会における決議等をもつて政府に指摘した点であります。これが完全に

行なわれていいわけであります。單に不振土地改良区だけの振興あるいは弱小土地改良区全体の指導育成といふものも、この際あわせて行なうべきであるという点でございます。

第六の点は、今回の改正の結果生じた新たな規定でありますけれども、これはもちろん受益者負担を軽減するという意図から、市町村がその一部を負担する道は、いままでも講ぜられておるわけでありますが、このことが貧弱な農村における市町村財政に圧迫を加えないようだ、國として適宜な措置が必要であることを指摘したわけでございます。

この附帯決議については、後刻政府から意見の表明があるわけでございますが、その場合、ただ従来の形式的な、尊重いたしますといふようなことでなくして、特に第二項の全員同意の問題等については、政府として、法文に入れるかわりに、政府の責任においてこれが完全に実施されるような積極的な、責任のある意思表明というものを、委員長を通じて明確にしてもらいたいということを指摘いたしまして、提案理由の説明を終わる次第であります。

○高見委員長 おはかりいたします。芳賀貢君外二名提出の動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいまの動議のとおり、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。丹羽農林政務次官。

○丹羽(兵)政府委員 ただいま土地改良法の一部を改正する法律案に付帯して御決議をいたしましたが、いずれも今後土地改良事業を円滑に遂行するにあたって特に重要な事項でござりますので、今後ともさらに検討を重ね、御決議の趣旨に沿うよう努力してまいり所存であります。

特に第二の、農用地造成事業にかかる未墾地の取り扱いにつきましては、都道府県知事のあっせん調停の指導促進に特段の努力をいたす所存であります。なお、必要ある場合における農地法の未墾地買収の適用については、法の規定に従い、事業の円滑な施行に資するよう格段の努力をいたします。

○高見委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高見委員長 次会は、明二十四日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれには散会いたします。

午後四時四十八分散会

農林水産委員会議録第二十九号中正
誤 誤

正 正
二十年 四 五 三 五 二 十 年